

No	ご意見・ご要望の概要	ご意見・ご要望の内容	回答	担当省庁
1	国の手続を民間や自治体の手続と一緒に 行えるようにすれば、利用が促進される。	現状の電子申請手続は、お役所にとって利便性があるかもしれないが、利用者(国民)にとっての利便性が感じられない。平均的な国民は、多くても年1~2回しか役所に行く必要がなく、そもそも減多に利用しないことのために、敷居の高い事前の登録をおこなうわけがない。一方で、民間や自治体(例えばスポーツ施設利用)などのインターネット活用がすすんでいるが、こうしたものと相乗りできるような環境が可能であれば、活用が加速化すると思われる。	現在、国民や企業にとって飛躍的に簡素で便利、かつ効率的な行政サービスを実現する観点から、国・地方さらには民間の各種手続をワンストップで行える次世代の電子行政サービス基盤の標準モデルの構築に向け、官民連携の検討プロジェクトチーム(次世代電子行政基盤等検討プロジェクトチーム)を立ち上げて検討を行っているところです。このような利用者視点にたった改善の取組を通じて、引き続き電子申請の利用促進に取り組んでまいります。	内閣官房
2	引越手続に関する官民連携ポータルを創設すべき。	利便性の高い電子政府を実現するためには、政府の提供する電子行政サービスの高度化や充実とともに、官民連携による目的別ポータルの創設が必要ではないかと考えます。 目的別のポータルは、企業活動ならびに地域活動に密着したサービス機能をワンストップで提供するものです。同時に、そうしたワンストップポータル創設を促進するための技術的、社会的な信頼性の共通基盤の整備も必要と考えます。 具体的な展開としては、各種手続が最も煩雑に必要な「引越し」を契機とした「引越し手続き官民連携ポータル」があると大変有用ではないかと考えます。	国民や企業にとって飛躍的に簡素で便利、かつ効率的な行政サービスを実現する観点から、国・地方さらには民間の各種手続をワンストップで行える次世代の電子行政サービス基盤の標準モデルの構築に向け、官民合同のプロジェクトチーム(次世代電子行政基盤等検討プロジェクトチーム)を立ち上げて検討を行っているところです。 この検討においては、まずは利用者のニーズが高く、利便性の向上が見込まれる引越手続と退職手続きに関して、ワンストップ化の検討を行っています。 今後は、2008年度早期に標準モデルのグランドデザイン(青写真)を策定し、実証実験等を経て、2010年度に標準モデルの構築を行う予定です。	内閣官房
3	電子署名利用時はユーザーID・パスワードの省略を希望する。	電子署名ができればユーザーIDやパスワードは不要とすべき。また、現状、ユーザーIDとパスワードのみで可能な手続も、電子署名をすれば電子署名のみで受け付けられるようにすべき。電子証明書を取得した上に、ユーザーIDやパスワードに煩わされる必要はないと考えます。	認証方式として何を採用するかについては、それぞれの手続が必要とする認証のレベルを確保する観点から個別に検討が必要であり、一律に定めがたいところではありますが、ご提案の内容については、ユーザーの利便性向上に向けた取組を検討していくうえでの参考とさせていただきます。	内閣官房
4	電子申請した書類については、電子のまま利用できるようにしてほしい。 住基カードをFelicaなど一般に普及しているものとし、電子納付等を容易にできるようにしてほしい。	個人で申請する書類といえば、住民票、印鑑証明、戸籍、納税証明ぐらいであるが、これらの書類を受領しても自らが使用するわけではなく、何らかの企業・団体に提出するために使用することがほとんどである。そのため、紙媒体で入手してもその後の手間については大差なく、また住基カードの費用(カード使用用の機器)、費用納付の送金手数料等を考え合わせると、電子申請を行うより夜間、休日窓口を利用して直接申請・受領の方が便利であるため、電子申請のメリットを余り感じない。電子申請をした書類を、電子的に直接使用先の企業・団体に送付できるならば、メリットが大きくなるため、利用を考えても良い。 勿論、その前提として、住基カードを(ほとんど／一部のパソコンに装備されている)SDカード／Felica対応カードにし、費用納付がクレジットカードや電子マネー、コンビニ用納付用紙をプリントアウトしてのコンビニに納付が出来る必要がある。	○申請書類について 各種申請に必要な添付書類の中には、行政機関から取得したものを別の行政機関に提出するために用いられているものもあります。これらの添付書類を行政機関間で直接やりとりできれば、利便性を向上させることができます。このような行政機関間のバックオフィス連携については、現在国民や企業にとって飛躍的に簡素で便利、かつ効率的な行政サービスを実現する観点から、国・地方さらには民間の各種手続をワンストップで行える次世代の電子行政サービス基盤の標準モデルの構築に向けた検討の中で、その実現可能性について検討を行っているところです。 なお、医療機関や保険者等で個別管理されている情報を、希望する国民が自ら入手・管理できる「電子私書箱(仮称)」という仕組みの検討も進められており、社会保障以外の分野(電子申請や民間サービス等)への利用拡大についても将来的な論点の一つとなっています。 ご提案の内容については、電子申請の利便性向上を考える際の貴重なご意見として参考にさせていただきます。 ○住基カードについて 現在、住基カードは、公共分野のカードの無線通信規格として多く採用されている近接型非接触カードタイプBを採用しています。タイプBの採用は、国際規格標準規格ISO/IECであることやセキュリティが高いこと等によるものです。しかしながら、現在、Felicaの普及も進んでいる状況に鑑み、今後とも、ICカードをめぐる社会情勢や技術動向等を注視し、より利便性の高いサービス提供に向けた検討を行ってまいります。	内閣官房・総務省
5		住基ネットカードは折角の膨大な基盤整備を行っているのだから、行政情報共有の体制を構築し、住民票、戸籍謄本などの添付不要とすべきであり、さらにC to Gのみならず、C to C、C to Bにも拡大すべきである。 少子高齢化の下、スリムで効率的な政府及び地方公共団体の実現には、電子申請の拡充が絶対不可欠である。関係当局の不退転の決意と推進を強く期待する。		
6	役所の窓口に行って申請する場合も、設置されたPCを利用して実施するようにして、電子申請に慣れさせるようにしてほしい。 操作方法を教わらなくとも自然に申請できるような仕組みにすべき。	1. 役所の記帳台をなくし、代わりにPCを設置する。窓口担当者は受付窓口の外に出てきて電子申請システムの操作を教える。役所に行った場合の手続きと自宅からのインターネット経由での電子申請利用が増加するはず。 2. 電子申請のフォーマットを様式型から対話型・選択型に改善する。民間のアンケート等、特に操作を教えずとも回答できるが、現在の申請書様式では、何を記入してよいか分からない部分が多い。対話型・選択型にして、簡単に入力できる方法にすべき。→マウスだけで操作できる方式が求められます。	○行政機関の窓口について 申請窓口でのPC設置による申請受付については、府省の中には既の実施しているところもあります。そこでの実施結果を踏まえ、ご指摘事項等について検討していきたいと思っております。 ○インターフェースについて オンライン利用率向上のため、各府省において使い勝手の向上等具体的改善策の検討を行うこととしており、ご提案のインターフェースの改善については、操作面での使いやすさの向上を図って行く上での課題の1つとして検討していきます。	内閣官房・総務省
7	電子申請システムの使い勝手を向上すべき	環境設定や手続の流れの説明についても、慎重な人向けにはPDFファイル等、簡易に印刷できる形態での説明書配布を要しますが、一般的には、このような説明書を必要とせず、説明サイトの流れに沿って設定作業を進めていけば、環境設定が完了する工夫が望ましい。	オンライン利用率向上のため、各府省において使い勝手の向上等具体的改善策の検討を行うこととしており、ご提案の改善については、操作面での使いやすさの向上を図って行く上での課題の1つとして検討していきます。 また、地方公共団体におけるオンライン利用促進にあたり、手続利用時の利便性を向上させることは重要な課題であると認識しています。総務省では、平成18年7月に「オンライン利用促進マニュアル」を策定し、オンライン手続利用時の利便性向上のポイントとして、「事前登録などの事前準備を不要にするなど利用方法の簡素化」などを提示しているところです。	内閣官房・総務省

No	ご意見・ご要望の概要	ご意見・ご要望の内容	回答	担当省庁
8	<p>①電子申告による税額控除の実施に伴い、窓口における電子証明書の発行体制を強化すべき。</p> <p>②電子政府推進員が活発な意見交換を行うような組織とし、現場の声を吸い上げられるようにすべき。</p> <p>③国、地方自治体を問わず、電子申請システムはXMLの利用を原則とすべき。</p> <p>④eLTAXを全国で利用できるよう早急に整備をお願いしたい。</p> <p>⑤士業団体が運営する電子認証局について、会員名簿に基づきその資格にかかる電子証明書を発行できるようにして欲しい。</p> <p>⑥電子証明書の有効期間が短い</p> <p>⑦電子申請率の目標を明示するとともに、実施による行政側の効率化の効果や申請者側のメリットを明確に示すべき。</p> <p>⑧法人県民税、市民税の受付を国で行い、地方へ転送するシステムの検討を実施して欲しい。</p> <p>⑨ユーザビリティ向上の観点から、usbメモリーに電子証明書を格納するなど、ICカードリーダーライターを利用しない仕組みにして欲しい。</p>	<p>別添①参照</p>	<p>○窓口体制の強化について 電子証明書の申請受付・交付については、市区町村を中心に都道府県・国が連携の上、引き続き適切な体制の確保に努めます。</p> <p>○電子政府推進員について 電子政府推進員については、これまでも、毎年開催される電子政府推進員協議会の場で意見交換を行っています。また、意見交換で提出された貴重なご意見・要望等については、各所管府省に照会し、翌年の会合でその回答を報告していました。さらに、今年度からは、新たに創設された、「電子申請ご意見箱」制度により、いただいた電子政府推進員の意見については、各府省に対応の考え方を求めています。今後も出来る限り電子政府推進員の意見を聴取できるよう検討していきたいと思います。</p> <p>○XMLの採用について データの標準化については、汎用受付等システムでは申請書を原則XML形式にしていますが、それ以外のシステムについては、改修経費等の観点から直ちに整備することが困難ですが、今後の検討課題のひとつとして考えていきたいと思います。</p> <p>地方公共団体における電子申請システムについては、「地方公共団体における申請・届出等手続に関する汎用受付システムの基本仕様(第二版)(平成15年3月28日 自治事務等オンライン化推進関係省庁連絡会議)」において、標準的な仕様が提示されており、その中で、XMLの利用が明記されているところです。</p> <p>○eLTAXについて eLTAX(エルタックス:地方税ポータルシステム)への参加は、地方団体の判断に委ねられていますが、総務省としても、全市区町村の参加を進めるべく努力していきたいと考えているところです。</p> <p>○士業団体の電子証明書について 現在、本件につきましては、民間有識者からなる検討会(平成19年12月より開催)において平成20年3月末を目途に検討中です。</p> <p>○電子証明書の有効期限について 電子証明書の有効期限は、暗号に関するリスクの観点から3年間と定めています。</p> <p>○電子申請の目標・メリットについて 国の行政機関においては、年間申請件数の多い手続等を対象に「オンライン利用促進のための行動計画」(平成19年3月改正)を定め、各手続ごとにオンライン利用率の数値目標を定め総務省のHPに掲載しているところです。また、オンライン利用による効果やメリットについては、広報、啓発活動の重要な要素として更に周知を図っていきたいと思います。</p> <p>○国税と地方税のワンストップ化 現状では様々な行政手続を各府省や地方自治体に対して個別に行う必要がありますが、それらの各種手続をワンストップで行える次世代電子行政サービス基盤の標準モデルの構築に向け、官民合同のプロジェクトチームを立ち上げて検討を行っているところです。この検討においては、まずは利用者のニーズが高く、利便性の向上が見込まれる引越手続と退職手続について検討を行っていますが、その中で国や地方といった行政機関間において行政情報のやりとりができないかについても検討しています。詳細な業務フローの分析や制度面の検討を行い、その後実証実験を行うことになっており、標準モデルの構築は2010年度になる予定です。</p> <p>なお、一部の民間開発のソフトウェアでは、既に国税・地方税を一度に電子申告できるものがあります。</p> <p>○電子証明書について 申請の利便性向上という観点では、そもそも電子証明書が必要であるかについても検討する必要があり、すでに一部の府省においては電子証明書を利用しないID・パスワード方式に見直しを行い、利用件数が大幅に伸びているという事例もあります。また、電子証明書の種類によっては、必ずしもICカードに格納して用いる必要のないものもあり、これらの電子証明書に対応した電子申請システムも複数存在します。加えて現在ICカードに格納して利用している公的個人認証制度に基づく電子証明書についても、その利用促進をはかる観点から格納媒体の多様化に関する検討が行われる予定です。これらの活動を通じ、電子申請をより利便性の高いものとしていきたいと思います。</p>	<p>内閣官 房・総務 省・法務 省・経済 産業省</p>
9	<p>公的個人認証制度による電子証明書は取得費用自体は安いですが、取得には手間がかかる。他方民間認証局発行の電子証明書は取得は容易であるが金額が高い。公的個人認証制度による電子証明書の取得を容易なものにすべき。電子申請普及のためには、電子証明書を容易にかつ安価で取得できるようにする必要がある。</p>	<p>実は、昨年、確定申告を電子申請でやって、電子化の利便性を体験しようと思ったのですが、住基カードは安いものの、本人が市役所に出頭せねばならない、カードリーダーの取り付けがややこしい一方で、直ぐ入手出来る、帝国データバンクなど民間企業の発行は個人の財布では経済合理性に照らせばかばかしく高いので利用を断念しました。言いたいのは、忙しい人間が使い易いPKIは高いという事です。</p>	<p>○公的個人認証制度による電子証明書について 公的個人認証は、オンラインでの厳格な本人確認を実現するため、発行申請時に窓口で本人確認を行うとともに、一定の要件を備えたICカードを利用することにより、電子証明書の信頼性を確保しています。</p> <p>○民間発行の電子証明書について 一般に電子証明書の価格は、認証事業者が、提供するサービスや設備等に要するコストを勘案して設定しています。価格・コストの低廉化については、セキュリティ・信頼性等の観点との兼ね合いに十分に留意しつつ、各事業者においてサービスの向上の一環として取組むことが期待されますが、電子署名法主務省としても、電子署名の円滑な利用が確保されるよう、電子証明書発行枚数の増加によるスケールメリットにも期待して、電子署名・認証業務に関する普及促進活動を行っています。また現在、民間有識者からなる電子署名法に係る検討会(平成19年12月から開催)において、より一層の普及促進を図るための方策を平成20年3月末を目途に検討中です。</p>	<p>総務省・ 法務省・ 経済産業 省</p>

No	ご意見・ご要望の概要	ご意見・ご要望の内容	回答	担当省庁
10	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請の普及に関する評価指標をより実効性のあるものにすべき。 企業への電子申請の普及のため、表彰制度を導入してはどうか。 	<p>日頃、企業へコンサルティングで訪問しているが、「電子政府」普及に向けてのPRが不足しているためか、一般の企業には余り浸透していないという実感である。すなわち、実感としては公表されているH18年度17%という実績普及率よりも、はるかに低い数値が現実であろう。「電子政府」の利用促進のためには、形式的な統計数値ではなく、もっと実質的な数値(指標)を取り上げないと、真の問題が何処にあるのか表面化しなくなる恐れがある。再度、普及率の定義を再検討すべきではなからうか。</p> <p>中小企業のIT活用のための施策として、これまで各種補助金やイベントが実施されてきているが、電子政府の活用についても、もし普及率の向上を狙うのならば、IT経営百選やIT経営力大賞のようなプロモーションのためのイベント施策を検討すべきと思う。正直に言って、企業サイドの人は、「電子政府」に積極的な関心を持っていないのが現実であるから、これをブレイクスルーするためには、社名を表彰するようなコンテストが有効と思われる。</p>	<p>○評価について 平成18年度17.1%という利用率は、年間申請件数の多い手続等を対象に策定した「オンライン利用促進のための行動計画」の全対象手続に占めるオンライン利用率の平均値ですが、個別の手続ごとにオンライン利用率をみると、平均値より低い割合のものも多くあるため、今後も引き続き利用促進に取り組んでまいります。</p> <p>なお、各府省における電子政府に係る施策の推進等に関して評価等を行うため、民間有識者等からなる電子政府評価委員会が設置されており、評価の一環としてオンライン利用に関するユーザーアンケート調査が実施されています。そこではオンライン利用度だけでなく、ユーザー満足度等についても調査しており、利用促進を行う上での課題の抽出を行っています。</p> <p>「電子政府」普及に向けてのPR不足のご指摘については、今後も積極的なPRに努めてまいります。</p> <p>○表彰制度について 各府省の中には、オンライン利用の多い企業への感謝状の授与を行っているところもあります。そこでの実施による効果を踏まえ、今後他府省に好事例として紹介していくことについても検討してまいります。</p>	内閣官房・総務省・経済産業省
11	現在、電子申請の対応OSはほぼwindowsであるが、Linuxを含めた他のOSでも対応できるようにすべきではないか。	現在、電子申請の対応OSは、ほとんどWindowsで、それもXPが主流で、ヴァージョンアップや、最近パソコンの購入者だと、Vistaで対応がしてない。それで、Linuxを主にOSS[Open Source Software](ソフトウェアの設計図にあたるソースコードを、インターネットなどを通じて無償で公開し、誰でもそのソフトウェアの改良、再配布が行なえるようにすること。また、そのようなソフトウェア)を導入して、申請側の負担の軽減を、お願いいたします。	WindowsVista対応については、電子政府の総合窓口であるe-Govにおいては、対応措置が完了しております。また、未対応の府省についても現在、対応作業を行っています。なお、ご提案のLinux等のOSSへの対応につきましては、費用対効果の問題や技術的課題等があり得ることから、今後の検討課題とさせていただきます。	内閣官房・総務省
12	国土交通省の宅地建物取引業免許申請の代理申請システムを参考に、他システムへの代理申請システムの導入をして欲しい。	電子申請における行政書士の代理申請システムについては、色々ご配慮を頂いているところですが、平成19年9月にスタートした国土交通省の宅地建物取引業免許申請における電子申請についても、行政書士の代理申請システムが構築されており、このシステムが非常に利用しやすいものとなっていますので、これを参考にその他の電子申請システムにも構築をお願いいたしたく要望します。	各府省のオンライン申請システムの中には、既に代理業の方が利用できる代理申請の仕組みが導入されているものもあります。オンライン利用率向上のため、各府省において申請システムの使い勝手の向上等具体的改善策の実施に努めておりますが、いただいたご意見も参考のうえ、今後も申請システムの使い勝手の向上等について、更に検討してまいります。	内閣官房・総務省
13	<ul style="list-style-type: none"> 利用目的に合わせた認証方式の採用と、利用者による認証方式の選択を可能とすべき。 電子申請だけで完結するのではなく、他の方法との組合せでも申請できるようにすべき。 一般国民の利用を想定し、PC利用を前提とした仕組みだけでなく、目的別の端末の開発と設置を検討すべき。 教育面でのサポートも必要。 事前手続き、準備の煩雑さ、また運用コストへ配慮した仕組みの構築が必要。 	<p>現在の電子申請、公共入札、開発中の電子契約等は厳格性(CA認証)を基本としており、ある程度の利用頻度が前提に考えられている。零細業者や利用頻度が少ない一般国民にとって、コスト的(機器購入、環境変化維持費、CA局利用費、他)にも、煩雑さ(事前手続き、環境設定、PCを前提とした操作性、他)としても利用者への不整合を起こしている。将来のICT環境の普及社会においても、高齢化と素人利用者も含めた利便性/操作性、コストへの見直しを、前段として実施する必要がある。</p> <p>①現在のCA認証を前提とした一律の方式見直し。利用目的に合わせた認証方式(生理認証、セキュリティコード方式、他)の採用と、利用者による複数の認証方式の選択。 ②電子申請完結型と他の組合せの併用の検討。電子申請完結型だけではなく、文書の申請受付事務を簡略化と申請者の申請時負担を軽減する作成支援としての電子化も含め検討が必要。(例:所得税の確定申告での電子作成と郵送申請の組合せ) ③一般国民の利用を想定した、操作性や目的別端末の開発と設置。現在のPC利用を前提にした多機能型(あるいは、複合型)端末だけではなく、目的別に利用端末のあり方を検討する必要がある。(高齢者でポータルサイトを利用する人は少ないのでは?) ④義務教育のあり方への配慮。経済産業省の電子商取引普及事業に関係していたことから、特に中学生/高校生への一般的な教育(社会的な仕組み)実施を、外部講師導入も含め、10数年前に経済産業省を通じ文部省に提言している。この様な、長い意味での補完的な施策も必要。 ⑤事前手続き、準備の煩雑さ、また運用コストへの配慮が必要。申請利用頻度に応じた環境整備コスト(ICリーダ、OS、PC性能、等)と運用コスト、事前手続き(CA局、申請先、他)あり方(極端には不要に)を検討する必要がある。特に、PCのOS環境の変化等に伴うコスト負担等は、使用頻度の少ない利用者から見て致命的になる。以上</p>	<p>○認証について オンライン申請に係る認証方法は、各手続きごとに電子署名やID・パスワード方式等が採用されています。現在、オンライン申請の利便性の向上のため、各府省において、利用者にとって簡便な認証方式で申請ができないか、セキュリティ等も勘案しつつ検討が行われているところです。</p> <p>○申請方法について ご指摘のとおり所得税の確定申告については、既に電子申請と郵送申請ができることになっています。各手続における申請方法はその手続の要件によるため、利用者にとって使い勝手の良い電子申請の方法について、今後、検討してまいります。</p> <p>○目的別端末について 申請者の利便性の向上のため、広く普及しているパソコンを端末とするオンライン申請システムを運用しておりますが、ご指摘の電子申請における目的別端末の導入については、パソコンを利用した電子申請の普及状況も見据えつつ、将来的な課題として考えていきたいと思っております。</p> <p>○教育について 現行の学習指導要領で平成14年度から小学校及び中学校において、平成15年度から高等学校において、それぞれ各教科等での指導を通じて、コンピュータや情報通信ネットワークに関する学習活動を発達段階に応じて実施することとなっています。このほか、平成14年度から中学校の技術・家庭の技術分野において、「情報とコンピュータ」が必修とされています。また、高等学校においては、平成15年度から普通教科「情報」が必修となっており、これらを通じて日常生活において安全かつ適切に活用できるようにするための学習活動が行われています。</p> <p>また、新しい学習指導要領においては、小学校の各教科等での指導を通じて、コンピュータや情報通信ネットワークに関する基本的な操作や情報モラルを身に付けさせることを明確にするほか、中学校の技術・家庭の技術分野においては、情報に関する学習の内容をより一層の充実を図ること、また、高等学校の普通教科「情報」においては、生徒の能力や適性、興味・関心、進路希望等の実態に応じて、情報や情報技術に関する科学的あるいは社会的な見方や考え方について、より広く、深く学ぶことを可能とするよう、学習内容を見直すこととしています。</p> <p>○事前準備等のコストについて 使い勝手の向上については、その方策が各手続毎の要件により様々であることから、各府省において検討をおこなっているところです。なお、オンライン申請の利用を促進するため、一部の手続について税額控除や手数料の軽減措置を実施しており、結果としてオンライン申請に必要な経費の負担を軽減する効果があると考えています。また、一般的に事前手続、準備の煩雑さ、運用コストへの配慮が必要とご指摘については、重要なことであり、今後、更に検討してまいります。</p>	内閣官房・総務省・文部科学省

No	ご意見・ご要望の概要	ご意見・ご要望の内容	回答	担当省庁
14	<p>電子申請の利用促進にはスパイウェア等といったユーザーの不安要素を取り除くことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子申請時のより安い手数料の設定、ICカードReader取得のための補助、電子申請利用者への住基カードの無料化等、電子申請によるメリットをよりうち出すことが必要。 添付書類のFAX送付、PDFによる送付、あるいは添付書類自体の省略等を進めるべき。 携帯電話に住基カード(公的個人認証制度による電子証明書)の搭載をしてはどうか。 	<p>特定の手続や申請システムに限定せず、電子申請全体の利用環境について意見を述べたいと思います。既に対策を検討されている事項もあるとは思いますが、自分の顧客等と意見交換した内容を元に述べさせて頂きたいと思います。</p> <p>1.全体環境面からの問題 インターネットに横行しているワームやスパイウェアといった「マルウェア」、各種の「情報漏洩問題」等のセキュリティに関する問題が、新聞やテレビで多数報道されている。これらのセキュリティ問題は、国民や企業にとって同じインターネット上で行う「電子申請」の利用を躊躇させていると思われます。「電子申請」には多くの個人情報があり、その個人情報を扱う環境に疑問を感じれば、一般の国民は不安に思い利用を避けられると思われず。</p> <p>非常に難しい問題ではありますが、これらの不安要素を取り除く事は「電子申請」利用率アップへの1要素かと思えます。</p> <p>2.利用者側の環境 「電子申請」に不可欠な「電子証明書」。この「電子証明書」のために利用者側はICカード及びリーダを用意する必要があります。(セキュリティ上ICカードが望ましい)最近、リーダに関してはFeliCaのReaderを搭載したパソコンの利用、ICカードに関してはICカード機能付き携帯電話の利用と、利用者環境も整ってはきていますが、「電子申請」と「FeliCa」「携帯電話」の結びつきが、国民には理解されていないようです。</p> <p>3.利用したいと思う仕組み作り 近年、インターネットを利用する「ショッピング」「モバイルバンク」等が多く利用されています。これらのサービスを、多くの人々が利用しているのは、やはり「利用する事により自分にとって有益である」為だと思っているからだと思います。有益とは何か。これらのサービスの場合「安い」「便利」等が考えられます。電子申請の場合も、人間の心理として利用するしないは、その企業・人にとって有益かどうかにより判断されると思います。「電子申請」を利用するにあたっての、利用者側の利益は何か？やはり「安い」「便利」になるでしょう。では、今の「電子申請」がそうなのか？決してそうではないと思います。</p> <p>3-1安いと感じるのか 確かに電子申請を利用すると手数料は安くなります。しかし電子申請をするために、ICカードやICカードReaderを用意してまで利用するほどのメリットは感じていないと考えます。よって、</p> <ul style="list-style-type: none"> もっとメリットのある手数料設置 電子申請を行うために用意するICカードReaderに補助を出す 電子申請利用者への住基カードの無料化 <p>3-2便利だと感じるのか 電子申請は、会社や自宅からインターネットを介して申請が行えるメリットがあります。しかし多くの電子申請には、別途書類の添付が必要であり、持参したり郵送したりすることになります。この添付書類の扱いを簡素化する。たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> FAXでの送付を可能にする PDF等での送付を可能にする 電子申請した場合は、添付書類を可能な限り減らす(電子申請のメリットとする。本来必要な添付書類の内容を申請画面から入力する等で代用する) <p>等、電子申請という1つの行為で全てが終了する仕組みになることが最善であると思います。</p> <p>※余談ですが、ICカード機能付き携帯電話に、住基カードを搭載出来ないものでしょうか？これだけ携帯電話が普及しているのに、住基カード機能を携帯電話のICカードに搭載可能になれば、住基カードの普及、しいては電子申請の普及に繋がっていくと思います。</p>	<p>○環境について 電子申請システムにおけるセキュリティ対策としては、電子証明書を扱い、通信データの暗号化による秘密保持や、電子署名による本人確認及び真正性確保を行うことにより、申請者が安心して利用できるような不正防止対策を施しているところですが、ご指摘も踏まえ、今後とも、このような電子申請システムの安全性について国民に対して周知し、不安要素の除去に努めるとともに、引き続きセキュリティに留意しつつ電子申請の推進に努めてまいります。</p> <p>また、地方公共団体におけるオンライン利用を促進するためには、安心・安全な電子自治体の構築が不可欠であり、総務省では、平成18年9月に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を作成するなど、地方公共団体に対し情報セキュリティ対策の実効性確保の要請及び支援を行っているところです。今後も、地方公共団体における情報セキュリティに関する国民の皆様への不安要素を取り除くべく、引き続き地方公共団体に対し必要な助言等を行ってまいります。</p> <p>○メリットについて 電子申請促進の観点から、例えば登記申請や国税申告のように、オンラインで行った場合に税額控除を行うなどのメリット(インセンティブ)をもうけているものもあります。また、オンライン申請によって、登記申請を始めとして各種手数料の減額措置の拡大に努めております。</p> <p>なお、平成20年度より、住基カードの交付手数料を無料化する市町村に対し、新たな財政措置(特別交付税措置の拡大)を行うことにより、交付手数料の無料化を推進することとしています。</p> <p>○添付書類について オンライン利用率向上のため、各府省において添付書類の省略・廃止やオンライン化等具体的改善策の実施に努めておりますが、今後も添付書類のあり方について更に検討してまいります。</p> <p>また、各地方公共団体におけるオンライン利用の促進においても、添付書類の存在は大きな阻害要因と認識しています。総務省として、平成18年7月に「電子自治体オンライン利用促進指針」や「オンライン利用促進マニュアル」を策定し、地方公共団体に対し、不要な添付書類の廃止等の取組を進めることを要請しているところです。</p> <p>○携帯電話について 住基カードについては、住民基本台帳法施行規則、住基カードに関する技術的基準において、カードの券面やICチップの仕様について規定しているところです。</p> <p>住基カード機能を携帯電話のICカードに搭載するには、物理的な搭載技術のほか、個人情報の保護のため、高いセキュリティシステムを確保する必要があります。今後とも、より利便性の高いサービス提供に向けた検討を行ってまいります。</p> <p>また、公的個人認証の電子証明書については、現在、法律により、一定の要件を満たすICカードにのみ格納することになっています。この制度のあり方については、必要に応じて検討を行うこととしています。</p>	内閣官 房・総務 省

No	ご意見・ご要望の概要	ご意見・ご要望の内容	回答	担当省庁
15	e-Govの体験システム内の『電子政府はこんなに便利』において、電子申請のメリットをよりPRすべき	<p>電子申請体験システムの『電子政府はこんなに便利』から『体験システムの利用方法』までを読み、申請手続きを試みました。時間をかけて読めばなんとかわかるようになっていましたし、電子申請とは何かがなんとなくイメージできる説明になっていたと思います。細かい点で気になるところはいくつかありましたが、現時点ではシステムの良し悪しよりも、いかにして電子政府の存在と電子政府に何ができるのかを世に広めていくことではないかと思っています。</p> <p>実際、私は今回電子政府推進員として活動を始めるまでは電子政府とは何かほとんど知りませんでしたし、未だに電子申請が可能なものそうでないものがよくわかっていません。おそらく国民の大半は少し前の私と同じような状態ではないかと推測します。広報活動の方法としては、安直かもしれませんがやはりゴールデンタイムのテレビコマーシャルで継続的に訴えていくことが最も効果的だと思います。それと、これはもうやっているかもしれませんが、窓口に来た人にパンフレットを配ったり、ちょっと時間をもらって説明したりするのも効果的だと思います。e-Gov内でももう少し電子申請のメリットが伝わればいいな、とも感じました。体験システム内の『電子政府はこんなに便利』でももう少し強調できる部分があるかもしれません。</p> <p>私が思いつくメリットとしては、「平日会社を休まなくてもいい」、「雨の日などに外に出なくてもいい」などです。おそらく他にもあるのではないかと思います。</p> <p>以上、勝手ばかり申しましたが、少しでも参考になるところがあれば幸いです。</p>	e-Gov電子申請システムにおいては、「電子申請体験システム」の中で、「電子申請はこんなに便利」とした電子申請のメリット等のお知らせを掲載しているところではありますが、今後とも、その充実に努めてまいります。また、予算措置状況等を踏まえつつ、早ければ20年度中に、電子申請体験システムで扱える手続(利用件数の多い、厚生労働省所管手続を想定)を追加することを考えており、電子申請体験システムを活用した普及・広報にも努めてまいります。また、主要3分野(登記、国税、社会保険・労働保険)のオンライン申請の方法を示したパンフレット「オンライン申請まるわかりガイド」を各府省の窓口等で配布し、「電子政府・電子自治体」のポスターを駅構内等に掲示しているところです。	総務省
16	電子申請によるメリットをより効果的にPRすべき。	「オンライン申請まるわかりガイド」のパンフレットの中に「電子政府・電子自治体」ポスターの下の方に書かれたメリットの文が書いてない。電子政府の総合窓口のホームページの中にもメリットの文が見つけられない。一般国民にとって、「何がメリットなのか」が興味を引くところであるので、そこからのアピールがなくて、オンライン申請への意欲を持たせることができていない。メリット面をもっとアピールすべきだと思う。	電子申請の普及を図るため、主要3分野(登記、国税、社会保険・労働保険)のオンライン申請の方法を記載した「オンライン申請まるわかりガイド」を作成しましたが、パンフレットにおいては、電子申請のメリットの一部を記載しているところです。今後はパンフレットにおける電子申請のメリットについての記載をより充実させるよう工夫してまいります。e-Gov電子申請システムにおいては、「電子申請体験システム」の中で、「電子申請はこんなに便利」とした電子申請のメリット等のお知らせを掲載しているところです。今後も引き続き当該情報の充実に努めてまいります。	総務省
17	電子申請普及のため利用によるメリットを提示すべき	電子申請の普及を図るために、電子申請を利用することによるメリットを具体的に示す必要がある。	電子申請の普及を図るため、主要3分野(登記、国税、社会保険・労働保険)のオンライン申請の方法を記載した「オンライン申請まるわかりガイド」を作成しましたが、パンフレットにおいては、電子申請のメリットの一部を記載しているところです。今後はパンフレットにおける電子申請のメリットについての記載をより充実させるよう工夫してまいります。e-Gov電子申請システムにおいても、「電子申請体験システム」の中で、「電子申請はこんなに便利」とした電子申請のメリット等のお知らせを掲載しており今後も引き続き当該情報の充実に努めてまいります。また、住民のオンライン申請に対する認知度は十分でなく、オンライン申請を利用することでどのようなメリットがあるのか等について伝えていくことが重要と認識しています。総務省では、平成18年7月に「オンライン利用促進マニュアル」を策定し、地方公共団体に対し、オンライン利用促進のための広報の手法を提示します。	総務省
18	各府省の電子申請システムのシステム環境を統一して欲しい。	<p>○電子申請システム全般に関して</p> <p>・電子申請システムのシステム環境の統一</p> <p>国の電子申請に係わるシステムについては、特定の手続きに特化した「専用システム」とそれ以外の手続きを共通的に扱う「汎用システム」があり、各府省毎に提供しているが、各電子申請システムのシステム環境は必ずしも統一されておらず(JAVA実行環境のバージョン違い等)、企業は、利用する電子申請システム毎にパソコンを準備する等の必要があり、問題と考えている。このため、各府省の電子申請システムのシステム環境を統一して頂き、企業にとって使い易い利用環境の実現をお願いしたい。</p>	システム環境の統一のうち、Java問題については、e-Gov電子申請システムに移行したシステムについては統一されているところですが、それ以外のシステムについても今後、その具体的対応の方向性について検討していきたいと思っています。	内閣官房・総務省
19	省庁ごとに、申請に必要なJavaのバージョンが異なる場合、複数の省庁の申請をしようとする場合、ソフトを入れ換えなければならないので、バージョンを統一してほしい。			
20	電子申請窓口の一元化をすべき	政府で電子申請窓口が複数あるのは良くない。全ての電子申請窓口を一元化すべき。	各府省の汎用受付等システムについては、最適化計画に基づき、e-Gov電子申請システムの窓口機能に一元化を進めているところがあります(平成20年2月現在、10府省が移行済み)。一方、国税の申告等、特定の手続については、反復継続して大量のデータ処理を必要とする等の理由から専用システムにより処理することが適当であると考えております。なお、e-Gov上の手続案内情報等に専用システムへのリンク情報を掲載することにより、e-Govと専用システムとの連携を図っております。	総務省

No	ご意見・ご要望の概要	ご意見・ご要望の内容	回答	担当省庁
21	個々の地方自治体の枠を超えた電子申請システムを実現して欲しい。	○電子申請システム全般に関して ・地方自治体における電子申請システムの統一 申請・届出等手続のオンライン化については、IT新改革戦略等に基づき各地方自治体においても進められているところである。一方、公共サービスに係わる企業は、複数の都道府県(市区町村)を営業地域としており、関係する地方自治体に対して「地方税に関する手続き」や「道路占用許可申請に関する手続き」等同様な手続きを行っている。各地方自治体が提供する電子申請システムが、地方自治体毎にバラバラとなった場合、企業は、電子申請に係わるシステムを地方自治体毎に準備する必要が生じる。このため、地方税申告システム(eLTAX)の取組みのように、個々の地方自治体の枠を超えた電子申請システムの実現をお願いしたい。	地方公共団体における、電子申請システムを含めた情報システムの共同化・標準化については、「新電子自治体推進指針」(平成19年3月20日 総務省)を策定し、オープンな標準仕様等の活用を推進することを目標として示しており、その具体例として、「地方公共団体における申請・届出等手続に関する汎用受付システムの基本仕様(第二版)」(平成15年3月28日、自治事務等オンライン化推進関係省庁連絡会議了承)、官民の連携組織により、システム連携技術仕様や行政サービスアプリケーション仕様等を取りまとめた地域情報プラットフォーム標準仕様等を挙げているところ。	総務省
22	・申請情報をe-Gov電子申請システムへ容易に取込める機能の整備や添付ファイル形式でも申請できる手続方法への見直しをお願いしたい。 ・e-Gov電子申請システムで署名済みのファイルを保存できるようにし、企業の業務フローに適合したものとして欲しい。	○e-Gov電子申請システムに関して ・申請データ取込機能等の整備 e-Gov電子申請システムは、申請情報をWebブラウザから1件ずつ手入力する方式となっているが、企業が電子申請システムを利用する場合は、手続きによっては申請件数が多いため、入力作業そのものや、入力した情報の確認作業が非常に手間となっている。また、企業が申請する情報については、企業の社内システムで管理している場合が多いことから「申請情報をe-Gov電子申請システムへ容易に取込める機能の整備」や「添付ファイル形式でも申請できる手続方法への見直し」等、企業にとって利便性のある電子申請システムの実現をお願いしたい。 ・署名付与機能と送信機能の分離 企業が電子申請システムを利用する場合、電子署名が必要な手続きについては、内部統制の観点から、申請箇所が申請データを作成し、電子証明書管理箇所が署名を付与し、申請箇所が送信するといった手順が一般的と思われるが、現行のe-Gov電子申請システムでは、署名付与と送信は一体の処理となっており、このような処理はできない状況である。以前、経済産業省が提供していた経済産業省汎用電子申請システム(ITEM2000)では、署名済みのファイルをパソコン等に保存することができたため、電子証明書管理箇所が署名済みのファイルを申請箇所に返付し、申請箇所が該当のファイルを送信するといった処理が可能であり、企業の業務フローに合致していた。e-Gov電子申請システムについても、署名済みのファイルを保存できるようにして頂き、企業にとって使い易い電子申請システムの実現をお願いしたい。	e-Gov電子申請システムでは、申請様式を単票形式により1件ごとに作成する仕様となっておりますが、予算措置状況等を踏まえつつ、早ければ20年度中に、企業内システム等で作成した申請データを一括してe-Gov電子申請システムに送信可能とする機能を追加する方向で検討しております。 ご指摘のように企業等の申請作成・送信を行う部署と電子署名を付与する部署が分かれている場合に、当該申請データの取り回しがしにくい面もあることから、予算措置状況等を踏まえつつ、改善を検討してまいります。	総務省
23	e-govの操作性向上を行って欲しい。 ・申請者のメールアドレス入力欄と確認用入力欄の位置を合せて欲しい ・申請者情報入力の読込先フォルダのデフォルト設定を、基本情報入力で指定した読込み先フォルダとして欲しい ・基本情報入力画面の「フリガナ」と申請者情報入力の「ふりがな」を、どちらかに統一して欲しい	1. 連絡先メールアドレス登録 申請者のメールアドレスを、確認のための再入力と合わせて2回入力しますが、確認しようと思いつく際に2つの入力欄の横位置がずれていて見比べにくいと感じられます。横位置を揃えて表示していただくと、効率よく、かつ的確に確認できると思います。 2. 基本情報入力および申請書情報入力 (1)基本情報入力を【ファイルから読込】した後、申請書情報入力も【ファイルから読込】すると、読込ファイルの指定で参照先としてデフォルトで表示されるフォルダはマイドキュメントが設定されていますが、一般に基本情報と申請書情報は同一のフォルダに保存されている場合が多いと思われるので、基本情報入力で指定したフォルダをデフォルトで表示していただけたほうが効率よく作業できると考えられます。 (2)基本情報入力の画面では「フリガナ」、申請書情報入力の画面では「ふりがな」という入力欄が存在します。「フリガナ」と片仮名で記載された欄には片仮名でフリガナを、また平仮名で「ふりがな」と記載された欄には平仮名でふりがなを入力するのが一般的であると認識しておりますが、基本情報の住所のフリガナが申請書情報の初期値として表示されることを考慮すれば、どちらかに統一されたほうが入力の効率化が図れるものと思います。	○連絡先メールアドレスについて 申請者のメールアドレスの入力欄と確認用入力欄の位置については、予算措置状況等を踏まえつつ、早ければ20年度から改善してまいります。 ○基本情報入力等について e-Gov電子申請システムでは、個人、事業者・企業、士業等の対象となる利用者が幅広く、基本情報、申請書情報等の申請データの保存場所等の管理方法も千差万別と考えられることから、申請データの保存、読込先フォルダのデフォルト設定については一般的に利用されるマイドキュメントの設定としておりますが、利用者によってその保存、読込先フォルダの変更が可能となっております。 また、基本情報入力画面の「フリガナ」の仕様は、「汎用受付等システムの構築・運用に関する共通事項」(平成14年3月29日基本問題専門部会了承)により定められております。一方、申請書情報入力画面にある申請様式は、手続所管府省がその法令等に基づき各々作成したものであるため、その定めにより、ひらがなのものもカタカナのものもあります。このため、様式を統一するには、手続所管府省による法令等の見直しや申請様式等の改修が必要となります。	総務省
24	窓口担当職員に対する教育を行うべき	現場の行政機関の担当者のオンライン利用促進に対する意識が低いように感じる。窓口におけるオンライン申請の説明や利用勧奨ができるように教育を行うべき。	政府では、毎年10月に電子政府利用促進週間を定め、電子政府に関する広報、普及活動を推進しているところ。各府省においては、この週間に職員意識改革を図るため、オンライン手続の利用についての意義や目的等について周知を図るほか、特に窓口担当職員に対しては、受付窓口等に来所した国民等に対してオンライン利用の方法やメリット等についての照会に適切に対応できるよう周知徹底を図ることとしております。今後も当週間を中心に職員のオンライン利用促進の意識改革を図るよう各府省に働きかけてまいります。 他方、各地方公共団体におけるオンライン利用の促進については、平成18年7月に「電子自治体オンライン利用促進指針」や「オンライン利用促進マニュアル」を策定し、地方公共団体に対し、利用者の視点に立って、不要な添付書類の廃止、手数料の軽減等の取組を進めることを要請しているところ。また、オンライン利用促進のためには、庁内職員のオンライン申請に対する理解を深めることが重要と認識しており、この点についても、「オンライン利用促進マニュアル」の中で、庁内のオンライン申請についての理解推進とその手法を提示しています。	総務省

No	ご意見・ご要望の概要	ご意見・ご要望の内容	回答	担当省庁
25	自治体の電子申請に対する実施意欲を高めて欲しい。	通常の国民(住民)は、国の機関よりも地方自治体に対しての申請手続きが中心であるが、自治体側にはまったくといって良いほど実施意欲が無い。先日、父親の国保を小生の健保に移し変えるために役所に出向いたが、考えてみればこの時代に時間をつぶして役所に出向くという行為は無駄である。ネットでの申請で十分であるが、窓口の人になぜ住民の利便性を考え、また事務処理の簡略化を提案しないのか、そもそも窓口で端末があるので、これを各家庭に伸ばしたものと考えれば、簡単ではないかと聞いてみたが、反応は無しというよりも関係ないという感じ。というのが間違いであるということもあるが、電算課(情報システム課)に言っても現課に言ってくれというはなしで、大都市(横浜市)でも全体的に意識が低い。NGN(次世代ネットワーク)の活用の中で早急に議論し、役所に行かなくてもたいいていことができるように欲しい。それによって役所は、減員を図り減税につなげるべきである。認証の問題などは、現在の技術からすればたいした話ではない。検討に時間をかけるよりも出来るものはすぐにやるべきである。	各地方公共団体におけるオンライン利用の促進については、平成18年7月に「電子自治体オンライン利用促進指針」や「オンライン利用促進マニュアル」を策定し、地方公共団体に対し、利用者の視点に立って、不要な添付書類の廃止、手数料の軽減等の取組を進めることを要請しております。今後も、国民の皆様にとって使い勝手のよいオンライン申請手続となるよう、利用者の視点に立った見直しを更に進めることが必要であるという認識のもと、引き続き地方公共団体に対し必要な助言等を行ってまいります。	総務省
26	無償で住基カード(公的個人認証)を国民に配布し、民間の認証に開放するとともに、ある程度強制的に利用させるべきではないか。例えば民間のネット取引等にも活用すれば、電子申請の普及に繋がる。	住基カード(公的個人認証)の普及が進まないことが電子申請の普及を妨げている大きな原因であるとの反省に立ち、厳格な認証が不要な手続については、認証を簡素化することで電子申請の普及を図っていることは、個々の電子申請手続の利用拡大という観点では、理解できないこともないが、そのことにより手続毎に認証手段が異なり、ID、パスワードを何組も覚えなければいけないという状態に陥っている。公的個人認証は、巨額を投じて構築した仕組みであるので使わないことが最ももったいないので、無償で住基カード(公的個人認証)国民に配布するなどし、民間の認証に開放するとともに、ある程度強制的に利用させることが必要であると思われる。 無償配布方法案 義務教育終了時や成人式の記念品、自動車免許更新時等の機会を活用し、自治体が無償で配布する。(免許証や社会保障カードとの一元化はもちろん望ましい) (無償配布を前提とした)強制利用推進案 ネットショッピングやネットオークション等で高額な取引を行う際に利用を義務付ける。(犯罪の抑止にもつながり、利用者が安全に利用できるため、十分に理解が得られると思われる。また、個人間の振込みに対して金額が高額な場合には、認証を義務付けることで振り込み詐欺の抑止につながる。) こうした際に数%の手数料を徴収することがあっても良いと思います また、ネットバンキングのログイン認証に活用することは、ID、パスワードの一元化という意味からも効果的であり、電子申請に伴う手数料の支払に別途ネットバンクと別の認証手段で認証することも不要となり利便性が向上すると思われる。行政手続の電子申請という観点だけでなく、犯罪抑止等の他の施策とも整合性を取って公的個人認証を普及させ、民間のネット取引が安心して利用できる環境を提供することが、結果として行政手続の電子申請の普及につながると思われる。	オンライン手続普及の取組みと連携して、公的個人認証サービスの利用促進のための施策についても、ご意見を参考にしながら引き続き検討・実施します。 ちなみに、住民基本台帳法により、住基カードは交付を求める者に対し交付するものであり、利用を強制するものではありません。平成20年度より、住基カードの交付手数料を無料化する市町村に対し、新たな財政措置(特別交付税措置の拡大)を行うことにより、交付手数料の無料化を推進することとしています。 また、市町村において、多くの方々に住基カードが取得いただけるよう各種イベント等の機会を利用して、住基カードの普及促進の広報に努めてまいります。	総務省
27		オンライン利用促進には、住基カードの普及が不可欠。付加価値を付けて利用者を増やすことが大事。成人式などの機会に、全員に取得してもらってはどうか。		
28	・住民基本台帳カードを引越しても継続利用できるものにして欲しい。 ・Felicaなどより普及したタイプのカードとして欲しい。 ・本人確認書類として、写真入り住基カードの利用を推奨すべき。	メリットを知って、電子証明書を取得しようとした後で、住民基本台帳カードが、全国一律でなく、引越し等をすると無効になってしまうために、取得しても費用が無駄と感じてしまう。免許証のように、引越ししても有効なカードにしないと取得の意欲は半減する。全国統一した住民基本台帳カードというものを、年金管理にも役に立つことから、再度提案してはどうか。次に、ICカードリーダーが、住民基本台帳カード専用のようなカードリーダーであるので、取得にかかる費用がもったいないと感じてしまう。もっとも普及しているFeriCaカードも読めるというようなより汎用のカードリーダーであることが望ましい。メーカーに開発してもらおうよう働き掛けることはできないか。また、住民基本台帳カードは、写真入りを勧めるべきである。銀行などで免許証あるいは健康保険証の提示が求められるが、写真の付いていない健康保険証での本人確認は慣例として用いているだけで本人確認としては危うい書類である。銀行などで本人確認を求める時に、写真入りの公的な書類の提示を求めるべきであり(写真入りの老人手帳による提示は銀行で拒否されている現状がおかしいとも思う)、健康保険証でなくて、写真入り住民基本台帳カードを推奨するように指導できないか。そうすれば、住民基本台帳カードの取得者が増えると思う。	○住民基本台帳カードについて 住民基本台帳法及び同施行令により、住民基本台帳カードは、市町村長が交付の主体となっており、交付を受けた者が転出したときはその効力は失うこととしていますが、現在の社会情勢等を踏まえた、より利便性の高いサービス提供に向けた検討を行ってまいります。 また、住民基本台帳法施行規則により、住基カードを、写真付きのものにするか写真なしのものにするかは、交付申請者が選択することになっています。 写真入り住基カードは、公的な身分証明書として利用できることを、ポスター等により広報しているところであり、引き続き、住基カードの取得メリットの周知に努めてまいります。 (FelicalについてはNo4「住基カードについて」と同内容)	総務省
29	住民基本台帳カードの多目的利用に取り組むべき	公的個人認証に係る電子証明書の発行拡大には、住民基本台帳カードの発行の拡大が必須であり、このためには、住民基本台帳カードの多目的利用に取り組むべき。	現在、住基カードの多目的利用にかかる経費を財政措置するとともに、ICカード標準システムを無償で提供したり、「多目的利用実践の手引き」の発行や多目的利用推進セミナーの開催等により、市区町村の住基カードの多目的利用を推進しているところであります。今後とも、住基カードの多目的利用の普及促進を図ってまいります。	総務省

No	ご意見・ご要望の概要	ご意見・ご要望の内容	回答	担当省庁
30	電子申請普及のため、住基カードのメリットをPRすべき	住基カードは、電子申請の普及に当たって重要となる。その推進に当たっては、国だけでなく国民にもメリットがあるということをPRしていく必要がある。	オンライン手続普及の取組みと連携して、公的個人認証サービスの利用促進のための施策についても、ご意見を参考にしながら引き続き検討・実施します。 また、住基カードは、住民サービスの向上、住民の利便性の向上、行政効率化に資するものとして、住基カード普及に向けた積極的な取り組みを行っているところです。現在、テレビ・ラジオ・ポスター・雑誌等を利用して国民の皆様に住基カードの機能を分かりやすく説明し、住基カードの取得のメリットを周知しているところです。	総務省
31	公的個人認証の電子証明書について、有効期限が切れる前にアナウンスをして欲しい	公的個人認証に係る電子証明書について、有効期限が到来する前に、個別に有効期限が到来する旨のアナウンスの送付をして頂きたい。	有効期限は、電子証明書発行時に交付される電子証明書の写しなどで確認できることから、個別の通知を行うことはしていません。	総務省
32	①税額控除の金額をもっと高くすべき。 ②税目別でも良いので、段階的に電子申告を原則とするようにしていくべき。 ③Excelデータを変換し、e-taxに組み込む仕組みを提供して欲しい。 ④全申告、納税手続のオンライン化を実施して欲しい。 ⑤申請ピーク時に受け付けサーバがバジー状態になるといった不安を送信者に抱かせないシステムを構築して欲しい。 ⑥職員への電子申告に対する教育・啓蒙をしっかりと行うべき。 ⑦電子申告に使用後の書類を受け入れる側に、電子申告への協力を行うよう指導して欲しい。 ⑧電子申告の練習用サーバや練習用ID・パスワードを提供して欲しい。 ⑨電子申告用ソフトウェアの開発ベンダーに対し、利用しやすいものを開発するよう指導して欲しい。	別添①参照	○税額控除制度について 「電子申告に係る税額控除制度」については、今後、その効果を見極めつつ、ご指摘の点も含め、そのあり方を検討する必要があると考えています。 ○電子申告の原則について 電子的な提出手段や環境を有しない方、セキュリティに不安がありインターネットを使用した送信に抵抗がある方、パソコンに対する知識に不安があり操作に自信がない方などが多く、電子申告を原則とする前提条件が整わない現状においては難しいと考えています。 ○Excelデータの変換機能について 一般に市販されている財務会計ソフトの中には、変換機能が付加されたものも販売されており、当庁において、同様の機能を備えたものを開発するためには、民間との役割分担やコスト面などで検討すべき課題も多く、当面開発する予定はありません。 ○全手続の電子化について 現状では、国税関係手続の9割以上が電子化されており、引き続き利用者ニーズや費用対効果などの観点から検討を行いたいと考えています。 ○安定運用について システムの安定的な運用に対する関心は高いところですが、予算上の制約もあり、限られた予算の中で最大限の安定的運用に努めます。 ○職員への教育・啓蒙について 職員に対して、電子政府推進の意義について周知するとともに、電子申告に関する研修を行っているところであり、今後とも研修内容の充実にも努めます。 ○受入側への協力要請について これまで第三者機関等に対して、受入体制の整備に関する働きかけを積極的に行っており、その結果、受入可能な機関が徐々に増加しており、引き続き積極的な働きかけを行いたいと考えています。 ○練習用サーバの提供について e-Taxホームページ上で、実際の入力や手続の流れを体験できる体験版を提供しているところですが、練習用にサーバーの一部を割り当てることは、コスト面やサーバへの負荷の問題など課題も多く現状では難しいと考えています。 ○開発ベンダーへの指導について 財務会計ソフトの開発会社に対しては、広く仕様を公開するとともに、利便性の高い製品の提供について要請を行っていますが、機能等の商品詳細については、各社の商品開発や経営に係わる問題であり、行政側から直接指導することは適当ではありません。	財務省
33	・電子申告による行政の合理化を通じ、将来の減税に繋がることをPRしてはどうか。 ・日本の電子政府の取組が世界的に見て遅れていることを広報し、国民の競争意識に訴え電子申告に対する意欲を喚起してはどうか。 ・電子申告減税を恒久化してはどうか。	1・ 私はTKC全国会に所属する税理士です。 TKC全国会は全国で10000人の会員がおり、各自100%の電子申告を宣言し強力に推進しておりますので、20%近いオンライン化はまもなく達成できると思います。 しかし、それ以上はTKC会員だけではできません。 したがって、他のソフトメーカー利用の税理士や一般納税者に電子申告のメリットや意義をアピールし、電子申告実践の動機付けをしなければ5年先の50%は困難かと思えます。 2・ 実践してみなければ実感できないようですが、税理士事務所にとって電子申告のメリットは思いのほかたくさんあります。 たとえば ① 申告書提出のための外出時間を省略できる。 ② 提出用の申告書の作成(コピーや製本など)にかかる時間を節約できる。 ③ 当事務所が時代の最先端を走っていることを、アピールでき社会的信用を勝ち得ることに繋がる。 ④ 何より、実践するにつれて、事務所の職員が、意欲的になっていくという事実がそれを証明しています。 したがって、税理士に対しては、このようなメリットを理解してもらえるような働きかけをすることかと思えます。 3・ 一方、一般納税者にとっては電子申告によるメリットは今回の住基カード減税を除けば直接的、短期的には皆無とっていいのではないのでしょうか？ そんな一般納税者の電子申告への 動機付けには次のような施策はどうでしょうか？ ① 国民の殆どが電子申告を実践すれば、行政の合理化を通して将来の減税に繋がることをメディアを通してアピールする。 ② わが国の行政のオンライン化率が世界的には10位以下と遅れていることを広報することにより、国民の競争意識に訴え電子申告に対する意欲を喚起する。 ③ 電子申告減税を恒久化する。	○電子申告のメリットや意義の周知 これまで、あらゆる機会を通じて、e-Taxの利用によるメリットなどを積極的に広報・周知してきたところであり、引き続き幅広い広報・周知に努めます。 ○税額控除制度について 「電子申告に係る税額控除制度」については、今後、その効果を見極めつつ、ご指摘の点も含め、そのあり方を検討する必要があると考えています。	財務省

No	ご意見・ご要望の概要	ご意見・ご要望の内容	回答	担当省庁
34	e-taxもeLTAXのようにPDFやExcel等の添付ファイルを読み込めるような仕組みにして欲しい。	eLTAXにおいては、PDFファイルやExcelのワークシート等を添付書類として組み込むことができるが、e-Taxにおいても同様に利用できるように改良すべき。	e-Taxは、国税関係の約900手続について、全国運用を行っており、一時期に大量のデータが送信され、処理を行う必要があるため、セキュリティの確保、システムの安定的な運用及び事務の効率的な処理のため、国税庁の仕様に基づいた電子データのみの受付を行っています。これらの仕様については、広く一般に公開しているところです。引き続き利用者の利便性向上が図られるよう検討を行いたいと考えています。	財務省
35	e-taxの利用可能時間の拡大や、土日祝祭日の受付を行って欲しい。	e-Taxの利用可能時間を拡大すること及び土日祝祭日における申請も可能にすることを要望。	e-Taxの利用可能時間については、平成16年6月の全国運用の開始以来、安定的な運用とセキュリティの確保に配慮しつつ、段階的に拡大を行ってきました。特に、利用が集中する所得税の確定申告期については、平成18年度以降、24時間受付を実施しており、本年は1月末から前倒し実施しています。今後、利用可能時間の拡大については、利用者ニーズや費用対効果の観点から検討を行いたいと考えています。	財務省
36	税務申告書の控の提出が必要なものについて、電子申告の受信通知のプリントアウトでも受理されるようにして欲しい。	建設業経営規模等評価申請、廃棄物処理業許認可、認可保育園保育料改定等において、税務申告書の控の提出を求められるが、電子申告の場合、受付印がないため受理されないケースが多々ある。電子申請等証明書制度の開始を待つことなく、関係諸機関に受信通知のプリントアウトでも受理されるよう早急に通知して頂きたい。	これまで第三者機関等に対して、受入体制の整備に関する働きかけを積極的に行っており、その結果、受入可能な機関が徐々に増加しており、引き続き積極的な働きかけを行いたいと考えています。	財務省
37	電子申告に必要な電子証明書等の準備が煩わしい。	個人事業主の確定申告をしようと思ったが、年1回のために電子証明やICカードの準備が煩わしい。	e-Taxでは、納税者の権利・義務に係わる重要な申告等データを取り扱っているため、情報セキュリティの確保が重要であり、申告等データについて、成りすましの防止や改ざん検知を行うため、原則として納税者本人の電子署名を求めています。これらの電子署名を行うために必要な公的個人認証付き住基カードやICカードリーダーライタの取得方法の改善等について、引き続き関係省庁等に対して働きかけを行いたいと考えています。	財務省
38	<ul style="list-style-type: none"> 職員に対し電子申請に関する教育をより実施するとともに、職員用のしっかりとしたマニュアルを用意すべき。 操作性向上のために利用者の意見をより取り入れるべき。 電子申請普及のためのインセンティブを検討すべき。 添付書類の省略を進めるべき。 個人の認印があるような手続でも、その認印がほぼ形式的なものであれば省略し電子申請を可能とすべき。 新システムへの移行期間を短縮してほしい。 労災保険や就業規則および各種協定届等について、事業主の電子署名省略を進めて欲しい。 有期事業の申告や労働保険関係成立届を電子申請可能として欲しい。 	<ol style="list-style-type: none"> 受け付ける担当者により事務処理の時間に大きな差がある。特に今年の労働保険料申告手続では、電子申請の処理期間にあまりにも時間がかかったため、宮城県社会保険労務士会の会員の中には電子申請から紙による手続に切り替えた者がいた。受付担当者には電子申請に対し積極的に取り組んでくれる職員を望むとともに、電子申請受付に関するしっかりとしたマニュアル(行政用)が必要だと思う。 操作や入力方法ではユーザーの意見をもっと積極的に取り入れてほしい。 電子申請を普及させる有力な手段としてインセンティブがあるが、厚生労働省でも何か具体的なものを考えるべきである。 添付書類の省略を進める。 手続き上、個人の証明「認め印」が必要なものは、実質的に電子申請ができない。個人の証明がほとんど形式的なものについては電子申請においては省略すべし。 E-GOV移行のため、厚生労働省電子申請届出システムが今年の末から1ヶ月以上利用できなくなるが、期間としてはあまりにも長すぎる。今後も何かあったときにまた長期間利用できなくなるのではと不安になる。民間金融機関でも大きなシステム変更があるが、極力支障なく利用できるよう配慮している。この辺りのノウハウは行政でも大いに参考にすべきだと思う。 労災保険や就業規則および各種協定届等の電子申請(事業主の電子署名省略)が進んでいない。可能なところから順次進めてほしい。 労働保険徴収事務においても、年度更新の電子申請は実施されているが、有期事業の申告や労働保険関係成立届はできない状況になっている、技術的には十分可能だと思われるので、実現に向けて取り組んでほしい。 	<p>○職員の教育について 一部の手続について、職員が円滑に届出処理を行えるよう研修用eラーニングを開発したところであり、電子申請受け付け後の迅速な処理と、受け付け対応の強化に努めていきたいと思ひます。</p> <p>○ユーザー意見の採用について e-Gov電子申請システムに関する利用者からの意見・要望については、e-Govに関する問い合わせ窓口である電子政府利用支援センターのほか、アンケート調査の実施により受け付けており、e-Gov電子申請システムの改善の参考としております。今後とも利用者のご意見を参考として、e-Gov電子申請システムの改善に努めてまいります。</p> <p>○インセンティブについて 一部の手続においては電子申請の場合に限り一定の要件の下で添付書類の省略を認めることでインセンティブ措置を実施しています。</p> <p>○添付の省略について 一部の手続において年金手帳や雇用保険被保険者証の添付を省略することを可能としているところであり、引き続き検討していきたいと思ひます。</p> <p>○電子証明書について 個人の証明は形式的なものではないため、電子申請を行う場合原則として電子証明書を必要としているところですが、個々の手続の特性に応じ、一部の手続においては、社会保険労務士の提出代行等の場合、事業主の電子証明書をID・パスワードに代えることを可能としています。そのほか、添付書類を簡略化するなど、電子申請の利用促進に資する措置を実施しています。</p> <p>○e-Govへの移行について 厚生労働省電子申請・届出システムは、取り扱う手続数が他省庁と比較して格段に多く、さらに、個別ファイル署名やグループ申請等、手続の特性に合わせた独自の機能を多く有していたため、e-Govへの移行にかかる期間を可能な限り短縮しても、最低約1ヶ月は必要であったところです。この期間中継続して申請を受け付けるには、新旧2系統のシステムを整備することが必要となりますが、今回のe-Gov移行はサーバ等の更改が伴わなかったこと及び費用を最小限に抑えるため、旧機器のサーバー等にソフトウェアやプログラム等を組み込んだことから、システム停止期間を設けざるを得なかったものです。</p> <p>○事業主の電子署名省略について 概算・増加概算・確定保険料申告書の手続に関し、社会保険労務士が提出代行等を行う場合に、ID・パスワードを利用することで事業主の電子署名の省略を可能とする等の措置を行ったところです。</p> <p>○有期事業の申告等の電子化 有期事業の申告及び労働保険関係成立届については、「労働保険適用徴収・電子申請」のページ(http://ip.roho-chosyu.mhlw.go.jp/index.html)から、電子申請することが既に可能です。</p>	総務省・厚生労働省
39		社会保険・労働保険の分野においても、国税や登記のようにオンライン申請を利用することによる経済的メリットを付与してほしい。		

No	ご意見・ご要望の概要	ご意見・ご要望の内容	回答	担当省庁
40	<p>・システム移行期間が短く、旧システムの利用もできなくなるため、新システムでのいきなりの申請となってしまふ。</p> <p>・e-govでの申請方法が事前に明らかになっていない。</p> <p>・社会保険労務士が事業主のID・パスワードを利用して電子申請を行う場合でも、グループ申請を出来るようにしたい。</p> <p>・社会保険労務士が電子申請を行う際には、事業主のID・パスワードを不要とし、社会保険労務士の電子署名のみでの申請をできるようにしたい。</p> <p>・磁気媒体届書作成プログラムで作成したファイルをe-govに添付して利用できるようにしたい。</p> <p>・磁気媒体届書作成プログラムの雇用保険関係手続について、入力し易いものに改善するとともに、届出内容一覧表の印刷を可能として欲しい。またe-govのグループ申請にも対応できるようにしてほしい。</p> <p>・社会保険労務士が資格喪失手続を行った際の健康保険被保険者証返納の免除、雇用保険決定通知書類の交付の電子化を検討して欲しい。</p>	<p>厚生労働省電子申請・届出システムは、平成20年2月1日よりe-Govに移行することになっているが、平成19年12月をもって受付を終了することは、大変残念なことである。つまり、平成20年1月の1か月間は電子申請する方法が無く(この理由は発表されていない。)、また、システムの利用重複期間が無いので、これまでこのシステムに慣れてきた者にとっては、練習することなく、いきなり新たなシステムでの申請を余儀なくされるのである。</p> <p>このe-Govでの申請方法は、本日現在、まだ明らかにされておらず、利用促進のためのマニュアルの作成等のためにも、早急に公表していただきたいところである。</p> <p>また、e-Govでの電子申請においても、被保険者の資格取得届等においては、グループ申請も用意されているようだが、社会保険労務士が行う電子申請においては事業主の電子署名に替えてID・パスワードを利用した電子申請で出来る手続範囲に入っていないため、利用できないので、この範囲の拡大を検討していただきたい。</p> <p>この際、社会保険労務士が電子申請を行う際には、事業主のID・パスワードを不要とし、社会保険労務士の電子署名のみでの申請を可とする措置をご検討いただきたい。行政事務の効率化にもなると思われる。</p> <p>あと、社会保険庁磁気媒体届書作成プログラムは、結構便利なプログラムであるので、これから作成する電子申請用ファイルは、そのままe-Govでの電子申請に添付するようにしていただきたい。</p> <p>ただし、このプログラムの雇用保険関係手続については、入力をし易くし、「届出内容一覧表」を印刷できるようにしていただきたい。また、e-Govでの電子申請のグループ申請に利用できるようにも改良できないものだろうか。</p> <p>最後に、社会保険労務士が資格喪失手続を行った際の健康保険被保険者証返納の免除をご検討いただきたいと思っております。</p>	<p>○e-Govへの移行について 厚生労働省電子申請・届出システムは、取り扱う手続数が他省庁と比較して格段に多く、さらに、個別ファイル署名やグループ申請等、手続の特性に合わせた独自の機能を多く有していたため、e-Govへの移行にかかる期間を可能な限り短縮しても、最低約1ヶ月は必要であったところ。この期間中継続して申請を受け付けるには、新旧2系統のシステムを整備することが必要となりますが、今回のe-Gov移行はサーバ等の更改が伴わなかったこと及び費用を最小限に抑えるため、旧機器のサーバー等にソフトウェアやプログラム等を組み込んだことから、システム停止期間を設けざるを得なかったものです。</p> <p>なお、e-Gov電子申請システムでの申請方法等については、利用者による一般的な操作手順等の確認に資するため、平成18年4月から「電子申請体験システム」を提供しています。</p> <p>ただし、現行の「電子申請体験システム」では、厚生労働省所管の手続をご利用いただくことができないため、予算措置状況等を踏まえつつ、早ければ20年度から厚生労働省所管の手続を追加し、その充実に努めてまいります。</p> <p>○マニュアル公開について 厚生労働省の移行に対応したe-Gov電子申請システムのマニュアルについては、2月1日の移行後からe-Govに掲載しております。</p> <p>○グループ申請について グループ申請におけるID・パスワードの利用については、今後、検討していきたいと思っております。</p> <p>○社会保険労務士の代理申請について 一部の手続において、社会保険労務士が提出代行等を行う場合、ID/PWの利用により事業主の電子証明書を省略する取組を行っており、現在対象手続の拡大を検討しています。</p> <p>また、ID/PW方式の更なる簡素化についても、検討していきたいと思っております。</p> <p>○磁気媒体届書作成プログラム e-Govにおいても、従来の磁気媒体届書作成プログラムにより作成した電子申請用ファイルを添付することにより電子申請を行うことが可能です。</p> <p>○入力について ご指摘を踏まえ、システムの改修を検討していきたいと思っております。</p> <p>○健康保険被保険者証等について 健康保険被保険者証については、不正受給防止の観点から慎重な検討が必要であるが、ご指摘を踏まえ、検討していきたいと思っております。</p>	総務省・厚生労働省
41		代理申請において社会保険労務士の電子証明書があれば事業主の電子証明書を省略すべき。		
42	社会保険関係手続にアクセスコード方式を導入して欲しい。	社会保険関係手続における事業主の電子署名を簡略化するため、包括委任状方式(ID・パスワード方式)に代えて、アクセスコード方式(全事業所配布方式)の推進してほしい。アクセスコード方式のお陰で、労働保険料の申告のオンライン申請が大きく伸びたと認識。	アクセスコード方式は労働保険概算・確定保険料申告書に利用している方式ですが、社会保険関係手続におけるアクセスコード方式の利用については、対象となる届出の性格等に応じて検討していきたいと思っております。	厚生労働省
43	電子申請を行った場合でも、その結果が紙での申請を処理するシステムにすぐに反映されるような仕組みにすべき。	厚生労働省電子申請システムにより、賞与支払届けを8月に提出したが、11月5日付けで「19年11月現在健康保険・厚生年金被保険者賞与支払届等が未提出となっております。」ということで、提出の督促が事業所にありました。早速、社会保険事務所の担当者に確認を求めたところ、提出の確認ができたという事で謝罪がありました。電子申請で行った結果が、紙で提出するシステムに反映されるような仕組みが必要ではないかと思っております。	提出された届出については、正確な事務処理を行ってまいります。なお、ご指摘は電子申請による処理の仕組みの問題ではございません。	厚生労働省
44	健康保険組合の行う手続について電子申請を可能にして欲しい。	健康保険組合の行う手続に関しては、電子申請が未対応になっているので、オンライン利用率の向上のためには、この分野をオンライン化する必要がある。	健保組合から国に対して行う健保組合の規約変更の認可等の申請について、平成14年度より電子申請が可能となっているところ。です。	厚生労働省
45	入社や退社など同一機会に実施される手続については、全てを電子申請可能としてほしい。	入社時や退職時など、同一機会に発生する手続におけるオンライン申請未対応手続のオンライン化によって利便性を向上させるべき(例:資格取得届と被扶養者異動届、資格喪失届と離職票)。	ご指摘を踏まえ、手続のオンライン化及び利便性の向上に努めていきたいと思っております。	厚生労働省

No	ご意見・ご要望の概要	ご意見・ご要望の内容	回答	担当省庁
46	<p>・システム移行に伴い、以前に厚生労働省システムで申請した内容は紙で印刷しておく必要があるとのことであるが、ユーザー側の負担を配慮し、それらを簡単に印刷できる仕組みを提供すべき。</p> <p>・システム導入に向けた講習会を行った矢先に、システムの大幅な変更があるというのでは、ユーザーのモチベーションが低下してしまう。システム移行に際してはユーザーに十分配慮して欲しい。</p>	<p>平成20年2月からあたらしいシステムに切り替わりますが、現状のシステムにて電子申請した届の内容を新システムでは照会することができないことになっております。そのため、厚生労働省からは、現状の内容を今のうちに紙に印刷しておくようにとの指示です。しかし、これはあまりにも「日の丸親方」のシステムではないでしょうか？もちろんシステムは生き物ですので、レベルアップは当たり前です。バージョンアップが行われることは予想されたことです。</p> <p>しかしながら、今までのシステムの情報を新しいシステムに一切引き継がないというのは、「システムのバージョンアップ」としては大いに問題があるといわざるを得ません。現状のシステムのリリース時点から、当該システムに登録された内容は次期システムには引き継がれません！とのアナウンスがあれば、事前に対応が可能ですが、急に引き継がれませんと言われても、今までの申請済みの内容を個々に印刷するというのは、ユーザー側の負担を何も考えていないのではないのでしょうか？現状の申請済み届の情報を印刷できる簡単なシステムの提供を望みます。</p> <p>また、今年の雇用保険のID/PWが9月からリリースされました。そのための講習会も社労士会として行いました。しかし、これからという時に、来年2月からは「厚生労働省 電子申請・届出システム」が大幅に変更になるとのこと、、、会員である社労士に、「電子申請を使用しましょう」とお願いしておりますが、「覚えたのにすぐ変わります」では、モチベーションが低くなっても仕方がないと思います。もう少し、実際に使用する末端のユーザー側に立ったシステムの開発をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>	<p>○旧システムの情報の引継について e-Gov電子申請システムは、それまでの各府省汎用受付等システムの受付窓口機能を一元化したものですが、既に手続を終了した申請データをそのまま引継ぎ参照可能とすることについては、申請データが各府省ごとに異なるため、困難であると認識しております。しかしながら、e-Gov電子申請システムに移行する際の利用者への事前のお知らせ等については、より一層の十分な周知が図られるよう、移行府省との調整に努めてまいります。</p> <p>○システムの移行期間について また、手続の簡素化を図るため、雇用保険のID/パスワード方式の導入を昨年9月に実施し、システム面での利便性の向上を図るため、e-Gov移行を本年2月に実施しましたが、短い期間での利用方法の変更となってしまう、利用者様に対して大変ご不便をお掛けしたことをお詫びいたします。</p>	総務省・厚生労働省
47	<p>・電子申請の手続ファイルの保存場所を初心者でも分かりやすい場所に設定して欲しい。</p> <p>・一つのプログラムで申請書の作成から申請の実施までを行えるようにして欲しい。</p> <p>・サポートの電話を一箇所に統一して欲しい。</p> <p>・社会保険労務士向けに電子申請に関するメールマガジンの配信をして欲しい。</p>	<p>(社会保険届出書作成プログラム、申請用プログラム) 申請にあたり、手続きファイルがC:\ProgramFiles\ShFdTdk\datに保存されるようになっていたが、保存場所が宇宙文字でわかりづらく、電子申請の頻度が少ないと、忘れてしまう。もうすこしわかりやすい場所に(わかりやすい表示で)自動保存できないものか。OSの関係で難しいかもしれないが、アルファベットでなくて、日本語で表示できる場所は、なるべく日本語でお願いしたい。</p> <p>複数のプログラムを使用しないと電子申請ができないのは、パソコン能力に乏しい者にとって、使いづらい。社会保険労務士は、パソコンのプロではないので、一つのプログラムで書類作成から手続きまで行えるものが望ましい。 あわせてインストールから手続きまでのわかりやすいマニュアルを作成していただきたい。</p> <p>プログラムに表示されるC:\内のフォルダの色がシンプル過ぎて、余計に難しく感じてしまう。Windows内と同じフォルダのアイコンで表示できないものか。</p> <p>サポートの電話番号をプログラムごとではなく、1本に統一してほしい。</p> <p>電子申請を行っている社労士に対して、申請関連のメールマガジンの配信をお願いしたい。そのメールマガジンが電子申請の普及に役立つなら、電子申請を行っていない社労士でも電子申請普及のため、メールマガジンが購読できるようにしていただけたら良い。</p>	<p>○表示について(社会保険届出書作成プログラム) 社会保険届出書作成プログラムの保存場所の名前については、分かりやすい表示となるよう検討してまいります。</p> <p>○マニュアルについて 磁気媒体届出書作成プログラムとe-Govの申請用プログラムとの連携については、システムの仕様調整や費用対効果等を考慮して検討する必要があります。(磁気媒体届出書作成プログラムの利用マニュアルについては、社会保険庁ホームページに掲載しています。)</p> <p>またマニュアル作成のご要望については、厚生労働省において個別手続に特化したマニュアルを作成し、更に「磁気媒体届出書作成プログラム操作説明書」等と併せて参照できるマニュアルを用意することなどを検討してまいります。</p> <p>○表示について 3段落目について、ご質問の趣旨が明確ではありませんが、わかりやすい表示となるよう努めてまいります。</p> <p>○サポート電話番号について e-Gov電子申請システムに移行した府省手続の電子申請に係る一次的な受付の対応については、e-Govに関する利用者からの問い合わせ窓口である電子政府利用支援センターに一元化してきているところです。しかしながら、サポートの電話番号を統一する場合は各システムごとの適用業務、法令等制度面など幅広い、多岐にわたる範囲の知識・ノウハウが必要となるため、これらのヘルプデスク業務を統一して適切に行っていくことは困難です。このため、ヘルプデスクは、各府省の所掌ごとに有する責任の範囲において、分担して適切に対応していく必要があると考えております。</p> <p>○社会保険労務士への情報提供について 社会保険労務士会連合会と定期的に情報交換を行うなど連携を強化しており、効果的な普及広報活動について検討してまいります。</p>	総務省・厚生労働省
48	ヘルプデスクを統一すべき	Helpデスクの統一化(現在は、厚生労働省電子申請・届出システム問合せセンター、労働保険電子申請サポートセンター、社会保険庁電子申請・磁気媒体申請照会窓口の3箇所に分かれている。)	<p>e-Gov電子申請システムに移行した府省手続の電子申請に係る一次的な受付の対応については、e-Govに関する利用者からの問い合わせ窓口である電子政府利用支援センターに一元化してきているところです。しかしながら、ご要望のヘルプデスクを統一する場合は各システムごとの適用業務、法令等制度面など幅広い、多岐にわたる範囲の知識・ノウハウが必要となるため、これらのヘルプデスク業務を統一して適切に行っていくことは困難です。このため、ヘルプデスクは、各府省の所掌ごとに有する責任の範囲において、分担して適切に対応していく必要があると考えております。今後は各システムのホームページにおいて各ヘルプデスクの一覧を明示するなど連携を図っていきたく思います。</p>	総務省・厚生労働省

No	ご意見・ご要望の概要	ご意見・ご要望の内容	回答	担当省庁
49	<p>・JAVA関係のトラブルが多いため改善してほしい。</p> <p>・1件送信するために署名を何度もしなくてはならない。</p> <p>・社会保険届出書作成プログラムとe-govを連携して利用できるようにしてほしい。</p>	<p>(1) Javaはトラブルが多かったため、回避策をお願いしたい(使用しない、バージョンアップの方法など)</p> <p>(2) 複数件送信時にまとめて電子署名することは無理としても、1件の送信するまでに署名の回数が多い。</p> <p>(3) 当方では到達番号でどの処理をしたか管理しているが、到達番号に情報を付加して欲しい。件数が多いと非常に不便。処理する行政側(管轄の社保や職安)でも同様の意見を聴いている。</p> <p>(4) 「磁気媒体届書作成プログラムにより作成した届書」の申請(いくつかある)の場合に一度別のシステムで作成したデータを、CSV形式届書総括票に転記することは非常に使い勝手を悪くしているため、社会保険届書作成プログラム(厚生労働省提供)と申請用プログラム(次期e-Gov)とを連携して使えるようにしていただきたい。これだけでもかなり便利になる。</p> <p>(5) 今までの電子申請プログラムは、非常に使いにくいものでした。e-Govには期待しているので、今後、ユーザーの声を反映して、定期的にバージョンアップしていただきたい。</p>	<p>○Javaについて e-Gov移行後は、「e-Gov電子申請システムの動作環境について(http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/prepare/environment.html)」にて指定させていただいているJava実行環境は、常に最新のバージョンでご利用いただけるようになりましたので、インストールされているJavaに脆弱性が発見されたときは、速やかに該当するバージョンのJavaを削除いただき、脆弱性が指摘されていないJavaをインストールいただき電子申請をご利用いただけます。</p> <p>○電子署名について e-Gov移行前の厚生労働省電子申請・届出システムでは、「申請書入力時」及び「申請データ送信時」の計2回、電子署名を行う必要がありましたが、e-Gov電子申請システムでは、「申請書入力時」のみ電子署名を行うよう改善しております。</p> <p>○到達番号について e-Gov電子申請システムでは、申請届出を行った複数の手続に係る情報を集約するための機能として、「パーソナライズ機能」を具備しております。パーソナライズ機能の活用により、大量に申請届出を行う場合であっても、各到達番号を一覧管理することが可能です。</p> <p>なお、パーソナライズ機能は、利用者による任意のID・パスワードを登録いただくことによりご利用いただけます。また、申請届出を行った後に表示される「到達確認画面」において、「パーソナライズに登録」ボタンを押下いただくことにより、到達番号及び問い合わせ番号をe-Gov電子申請システムに簡単に記憶させることができます。</p> <p>○磁気媒体届書作成プログラムについて 磁気媒体届書作成プログラムとe-Govの申請用プログラムとの連携については、システムの仕様調整や費用対効果等を考慮して検討してまいります。</p> <p>○ユーザーの声について e-Gov電子申請システムに関する利用者からの意見・要望については、e-Govに関する問い合わせ窓口である電子政府利用支援センターで受け付けてきているほか、アンケート調査の実施により受け付けてきており、e-Gov電子申請システムの改善の参考としております。今後とも利用者のご意見を参考として、e-Gov電子申請システムの改善に努めてまいります。</p>	総務省・厚生労働省
50	<p>RPS法(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法)は関連の申請システムの不具合解消や操作性向上を行って欲しい。</p> <p>・第一表の様式のコピー時にエラーが発生し、はじめからやり直しになる</p> <p>・作業途中で「アプレットの呼び出しに失敗しました」とメッセージが表示され、最初からやり直しになる</p> <p>・申請書作成日の入力欄が小さく、入力しづらい。</p> <p>・第一表への入力件数が10件までとなっており、少ない。</p>	<p>1. エラー発生が減少すれば、作業スピードもアップすると思われませんが、現状では以下のようなことが発生しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一表の様式をコピー中にエラーが発生し、最初からやり直ししなければならないことがあります(180件以上など件数の多いものなど、様式を17枚くらいコピーし終えたところでエラーが発生)。 ・コピーし終えた第一表の様式に、ファイルから読み込みしている最中にエラーが発生する。 ・作業途中で「アプレットの呼び出しに失敗しました」とのメッセージがだされ、最初からやり直しになることがあります。 ・申請書の鑑の入力欄で申請書作成日を入力する欄が小さく、入力しづらいです。(申請書作成日を入力するボックスは二桁分しか数字が見えない大きさで、誤って三桁以上入力してしまってもボックスが小さいため入力ミスに気づかず、次の画面に進んだところでエラーを知らされる画面が出る。) <p>⇒入力欄の窓を大きくする、或いは年月日の桁数だけしか入力できないようにする、又はブルダウンで数字を選ぶ形などとスムーズに入力できるのではないかと思います。</p> <p>2. 第一表に一度に10件までしか入力できないため、例えば一度に数百件の申請をする場合、様式第一表を繰り返しコピーを行い、10件単位で第一表の読み込みをする必要があり、手続きに時間がかかる(例えば、一度に200件の申請をする場合、1申請あたり数十分)。さらに、コピー終了間際で上記1.のようなエラーが発生すると、最初から申請入力を実施しなければならず、結果的に何時間かかっても一つも申請できないことがある。</p> <p>本電子申請については、現時点では上記のような状況であり、経済産業省からの要望もあって電子申請を行っているが、実務上は紙での申請の方が大幅に時間を短縮して申請できるのが実態です。</p>	<p>「第1表の様式のコピー時にエラーが発生し、はじめからやり直しになる。また、第1表への入力件数が10件までとなっており、少ない。」という点に関しては、e-Govに移行した時点から強い改善要望がありますがe-Gov自体の改修については新たに予算措置等を伴うものであり、近々の改善は困難な状況にあることから、従来から電子申請に利用していたITEM2000形式のファイルを使用して申請を行うことが可能とした暫定的システムを開発し、その提供を本年1月15日から始めたところです。詳細につきましてはRPS法ホームページをご覧ください(http://www.rps.go.jp/RPS/new-contents/pdf/e_Gov_ITEM2000.pdf)。なお、その他の改善要望についても、引き続きe-Gov電子申請システムの対応について検討してまいります。</p> <p>なお、e-Gov電子申請システムでは、申請書を単票形式により作成する仕様となっておりますが、予算措置状況等を踏まえつつ、早ければ20年度中に、企業内システム等で作成した申請データを一括してe-Gov電子申請システムに送信可能とする機能を追加する方向で検討しております。</p>	総務省・経済産業省
51	中小企業へのPRと継続的なインセンティブ措置の導入をすべき	行政手続のオンライン利用が期待できる中小企業者に対して、オンライン申請のメリットを具体的に分かり易くまとめてPRするとともに、オンライン申請を行う中小企業者に対するインセンティブ措置を継続的に実施すべき。	オンライン申請については、現在、政府全体の電子政府総合窓口(e-Gov)において、企業・事業者向け手続案内を一括表示する等、利用環境の整備とともにPRに努めております。今後も引き続き、環境の改善、PRに努めて参ります。	経済産業省
52	行政手続を行う機会の多い中小企業者にとって、電子申請することのメリットは何か、国が具体的に分かり易くまとめてPRしていく必要がある。			
53	特殊車両許可申請の処理時間を改善して欲しい。	現在、特殊車両許可申請については、ほとんどが電子申請によると思われませんが、申請件数が多いこともあって、その申請処理に時間がかかっている現状があります。特にデジタル地図情報の処理(平日の日中については、非常に処理が遅い。)に時間がかかっていますので、この改善が望まれます。	当該システムにおいて、利用者の増加に伴い、ご指摘のあった実態については、認識しているところであり、対応策を検討しているところです。 今般、平成20年3月中を目途に一部機器の増強を行い、性能向上対策実施を予定しています。	国土交通省

No	ご意見・ご要望の概要	ご意見・ご要望の内容	回答	担当省庁
54	国土交通省汎用オンライン申請システムにおいて委任者登録の登録が面倒なため、省略してはどうか。	国土交通省の汎用オンライン申請システムについては、委任者の登録が面倒であり、これを省略できれば、かなりオンライン利用率が上昇すると考えられる。	国土交通省汎用オンライン申請システムは、従来窓口等で受付ていた申請・手続き等をインターネットを利用して電子的に処理するものであり、その処理については”なりすまし”や”誤った手続き”等による、不正な処理が行われないような仕組みでなければなりません。そのようなセキュリティの観点から現行のシステムにおいては委任者登録を省略することはできませんが、来年度末に予定されている「国土交通省汎用オンライン申請システム」の「電子政府の総合窓口」への移行に伴い、委任者の登録作業については改善される見込みです。	国土交通省
55	自動車OSS(ワンストップサービス)において複数者の同時申請を可能にして欲しい。	自動車OSSでは複数の者の申請を同時にできないのでまとめてできるようにしてほしい。	当該システムは、大量に自動車を保有する方にも配慮したシステムとするため、入力項目を集約した申請画面や税・手数料のまとめ払いの機能、代行申請の機能を持たせており、さらに昨年11月26日より申請自体もまとめて行うことを可能としております。	警察庁・総務省・財務省・国土交通省
56		別添②参照		
57	・自動車OSS(ワンストップサービス)のシステムにおいて、申請者側はタブレットを用いた方式(タブレットOSS)と印鑑証明書を用いた方式(ハイブリッドOSS)の選択性とし、行政書士の電子証明書を代理人申請の電子証明書として利用できるように改善してほしい。 ・ハイブリッドOSSにおいて提出する印鑑証明書と委任状に加え、自動車保管場所証明書も提出するようにすべき。	自動車保有関係手続のワンストップサービスのいわゆるポータルサイトでは、 http://www.oss.mlit.go.jp/portal/howto/riyoukanou_syomeisyo.html 利用できる電子証明書を限定している。そこで、利用できる電子証明書としての範囲を拡大していただきたい。ビジネス認証サービスタイプ1-G(行政書士用電子証明書)にて代理人として電子署名できるようにお願いしたい。平成19年11月20日から、ポータルサイトとは異なる申請方式システムでは、当該電子証明書の利用を認めてはいる。 http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/09/091120_2.html 「印鑑証明書でもワンストップサービスが利用可能となります ～自動車保有関係手続のワンストップサービス～」しかしながら、こちらの手続は申請人本人には一切解らないのです。国民申請者の承知することが出来ないシステムを利用するにも抵抗があるかと思う。本来のシステムである、ポータルサイトにてこれの手続ができるようにすべきである。その利用時点で、申請者の選択の一つとして、行政書士等に代理手続できるようにさせる。11月20日に開始した別システムの利用率は間違いなく向上するだろうが、もともとのポータルサイト本体の利用者は、低迷のままとなることになる。利用率のアップも望めない。現状では、誰も利用しなくなる畏れが大である。現稼働しているポータルサイト内にてビジネス認証サービスタイプ1-Gの利用ができるように早急に措置いただきたい。	○行政書士の電子証明書について 自動車保有関係手続のワンストップサービス(以下「ワンストップサービス」という。)は、関係省庁が一体となって推進しているものであり、利便性・サービス向上が実感できる電子政府実現のため、オンライン利用率を50%以上とすることとしており、その利用促進策として、代理申請に関して、従来の住基カード等により電子署名がなされた電子委任状を必要とする手続に加え、昨年11月26日より紙の印鑑証明書及び委任状を活用した申請等を可能としたものであり、当該機能は大量に申請する代理人が、その業務に合わせて各自で自由にシステムを構築することを可能としたものです。なお、「タブレットを用いたOSS」においても補正業務では行政書士の電子証明書は利用可能です。 ○自動車保管場所証明書について ワンストップサービスは、自動車の保有に必要となる各種手続(検査・登録、保管場所証明、自動車諸税の納税等)が煩雑かつ不便であるとして、国民の負担軽減を図るため、これら手続を一括で行うものとして構築したものです。紙の印鑑証明書等を活用した申請に関して、更に、ご提案の運輸支局等へ申請者の印鑑証明書と委任状に加え、保管場所証明書を提出することを可能にすることについては、警察署の窓口に向いて保管場所証明書の交付の申請及び受取りが必要となるため、ワンストップサービスの本来の目的が損なわれ、国民の利便性が向上するとは考えられないことから、そのような手続を設ける必要はないものと考えています。	警察庁・総務省・財務省・国土交通省
58		法務省オンライン申請システムでの商業登記手続の代理人電子証明書の範囲を拡大すべき。行政書士用電子証明書を認めて下さい。利用電子証明書の範囲を拡大することで、オンライン手続の促進に寄与します、併せて申請人本人の利便性にも資することができます。		
59		行政書士は、電子定款制度が開始されて以来、圧倒的多数の作成実績を残しております。しかし、登記においては行政書士電子証明書の利用が認められていないため、申請者は結局、自分で「紙」の登記申請を行わざるを得ないという状態になっています。もちろん、司法書士に、電子申請の登記のみを依頼するという方法もあります。しかし、そもそも司法書士の電子申請の利用率は低く、電子政府時代における専門家としては機能していない実情があります。そこで、登記申請において行政書士用電子証明書を利用できるようにする事により、電子申請の普及を促し、かつ、電子定款の作成・認証から登記に至るまでの流れをワンストップにて行うことができるようにすべきであると考えます。なお、現状・実態については、これまで電子定款が認証された数と、設立登記が電子申請で行われた数を比較すれば、「電子定款を作成したにも関わらず、紙で登記申請をしている」という非効率な現状が把握できると思います。		
60	法務省オンライン申請システムの代理人電子証明書として、行政書士用電子証明書を認めて欲しい。	商業法人登記手続・オンライン手続にビジネス認証サービスタイプ1-G(行政書士用電子証明書)が利用できるよう認めていただきたい。既にビジネス認証サービスタイプ1-E(一般申請用電子証明書)はオンライン商業・法人登記手続で利用できる電子証明書に認められており、代理人として手続できる者の電子証明書としても認められている。ビジネス認証サービスタイプ1-Gを代理人として電子署名する場合の電子証明書として利用できるようにすることは技術的に容易である。平成19年4月施行の電子公証サービスにおいて、電磁的記録の認証で電子定款等への作成代理人としてビジネス認証サービスタイプ1-Gによる電子署名は認められており、会社設立における定款に作成代理人として電子署名をして、公証人による電子定款認証を受けた後、その公証人認証済定款をオンライン商業法人登記手続に添付している。ここで、一連の作業として、ビジネス認証サービスタイプ1-Gにより登記手続の代理人として電子署名ができるようにすることで、会社設立に係る一連の作業を完結することが可能になり、依頼者である国民の利便性が向上し、かつ、オンライン登記手続の利用促進に寄与することにもなる。	司法書士法第73条第1項により、行政書士が業として不動産登記及び商業・法人登記申請の代理を行うことはできないとされているところ、行政書士であることを前提とした電子証明書を委任による代理人としての申請情報への電子署名として認めることは、行政書士が業として不動産登記手続及び商業登記手続を行うことを意味し、同法に違反することとなりますので、認めることはできません。	法務省

No	ご意見・ご要望の概要	ご意見・ご要望の内容	回答	担当省庁
61		<p>■ビジネス認証サービスタイプ1-G(行政書士用電子証明書)を用いたオンライン登記代理手続が出来るように、行政書士の活用をお願いしたい。法務省のオンライン登記申請では、委任による代理人として出来る電子証明書には、ビジネス認証サービスタイプ1-E(一般行政手続用電子証明書)が認められている。 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html#05-04 そこで、同ビジネス認証サービスタイプ1-Gも同時に認めていただきたい。法務省の報告では、平成18年度において、商業法人登記のオンライン申請利用率は、わずかの3.3パーセントである。また不動産登記にいたってはその利用率が0.02パーセントに止まっている。オンライン実施後3年経過するが、この利用率から判断しても、司法書士等によるオンライン申請システムの習熟について見込めないし、今後の利用率向上も期待できないと思われる。そこで、オンライン電子公証サービス利用での電子定款等の手続に通じている行政書士、この場合はビジネス認証サービスタイプ1-Gにて代理人として電子定款の作成をしている。会社設立の前提の定款作成(電子署名)を代理人として行政書士が業務を行っているので、該当会社設立登記にも一意連続的に手続することにより、国民への負担軽減にもなり、かつオンライン手続の促進にも資することとなる。よって、この一連の会社設立手続にビジネス認証サービスタイプ1-Gの利用を認めていただきたい。利用を認めた事による国民への負担強化にもあたらず、具体的に損害を被る者も存在しません。平成20年1月1日から電子政府推進税制のもとで、オンラインによる会社設立での登録免許税が5000円軽減される。こうした税制の恩恵を受けることや、電子政府推進、促進の為に当該オンライン登記手続に行政書士を活用いただきたい。</p>		
62	<p>・登記に係るオンライン促進減税の上限値を撤廃して欲しい。また連件での申請時にも、1件ごとに減税を適用できるようにして欲しい。 ・資格者代理人申請時には、登記原因証明情報のPDF形式での添付を省略して欲しい。 ・資格者代理人が利用しやすいシステムの開発をして欲しい。 ・登記事項証明書等のオンライン申請による請求をした場合でも、窓口交付を可能にして欲しい。</p>	<p>総務省の電子政府推進員、日本司法書士会連合会オンライン推進対策部の部員をしています。下記の意見ないし提案をさせていただきます。 1. オンライン促進減税について上限5000円を撤廃してもらいたい。現状、申請1件あたりの上限値としては、登録免許税の額と比較し、また、オンライン申請の申請人側の手間を考えると低額に過ぎる。また、連件で出せば、その1件ごとに上限5000円で登録免許税の軽減が受けられるとすれば、1件で申請できるものを、依頼人の負担軽減のために、申請を分けて申請するという負担が申請するものにかかり、迅速な手続きの障害となる。減税対象の登記事件を限定しないでいただきたい。どの申請が対象になり、またはならないのかわかりにくく、依頼人と代理人との間で思い違いが生じる恐れがあるため。また、計算もややこしくなることから、制限をなくしていただきたい。 2. 登記の添付情報について 不動産登記申請では、商業法人登記では求められていない、登記原因証明情報のPDF形式による添付情報の添付が条件となる予定だが、申請人の手間となるので、せめて資格者代理人が申請する場合はPDFの添付は不要としていただきたい。 3. 申請システム及びソフトウェアについて 一般個人が利用する前提で現行システムが作られているので、資格者代理人が利用するには不向きな現行システムを一新してもらいたい。日本司法書士会連合会、業務ソフトベンダー等と共同開発で使用に耐えるシステムを作っていただきたい。 4. 登記事項証明書等のオンライン申請による請求について 昨年9月より、全国的に、登記事項証明書等をオンラインで交付請求した場合、請求した書面を法務局窓口で交付する 取扱いができなくなったため、申請した当日に欲しい場合には 事実上オンライン申請では使えなくなった。非常にオンライン申請の促進のための障害になっており、一刻も早い、窓口交付の取扱いの再開を望みます。 5. 登記識別情報制度について 以下の理由から、上記制度の運用中止を要望します。 5-1. 書面申請でも、登記識別情報という名の12桁の記号が 通知書に目隠しシールを貼った状態で渡され、従来の登記済証と比較すると、管理、利用の手間が非常に増え、利便性を損なっている。 なにより、即時に有効性が第三者から確認できないことは、迅速な取引において、非常に問題である。 また、不良品の目隠しシールのために、シールを剥がすと12桁の記号が読めない事故も起き、この場合、登記識別情報は不通知も失効もしていないのに使えないという理不尽極まりない取扱いがされている。以上から、12桁の記号方式は一刻も早く廃止をし、登記済証制度に一旦戻した後、別の本人確認ツールを 専門家(日本司法書士会連合会等)と共同で再構築していただきたい。 5-2 登記識別情報を使ってオンライン申請をしようとすると、12桁の記号をパソコン画面上で申請書作成支援ソフトで打ち込みが必要になるが、打ち込むと即時に「*****」で表示され、打ち込んだ内容をチェックできない。 また、記号の中には、アルファベットと数字が混在して あり、判別が困難なケースもある。(例、l(エル)と1(数字のイチ)、o(オー)と0(ゼロ)) 申請人側が、通知書の文字を見ながら12桁の記号を入力しても上記理由による間違いであれば、登記識別情報の再提供はできず、別の手続きが必要になり、オンライン申請の促進を妨げる原因になっている。 また、登記識別情報の通知をオンラインで受ける場合、1回しか手続きができず、ネット回線などの不調で失敗した場合、通知を受けられなかったとの事故も実際に起きており、不動産取引実務においては使えないシステム である。 5-3 不動産物件ごと、名義人ごとに登記識別情報が 発行されるため、大規模な取引の場合、12桁の記号が 多数発行され、発行手続きに多くの時間を要したり、通知後の管理も困難となっている。 従来の登記済証制度であれば、申請人側で発行枚数を選択できる余地があったが、現行の登記識別情報制度ではこのような余地がなく、利便性を損なっている。</p>	<p>○登録免許税について 一定の登記についてオンラインで申請する場合の登録免許税額の控除については、租税特別措置法第84条の5で規定されていることから、控除額の制限等を設けないという取扱いをすることはできません。 ○登記原因証明情報について 登記原因が備わっていないにも関わらず、順位確保等を目的として実体の伴わない登記の申請がされることを排除するために、登記原因証明情報をPDF化したものを申請情報とともに提供しなければならないこととしています(不動産登記令附則第5条第4項)。 ○システム開発について 御要望の内容からは、具体的にどのような点が「資格者代理人が利用するには不向き」なのかが判然としませんが、システム開発に当たっては、資格者代理人等の皆様の御意見を踏まえつつ改善に努めていきたいと考えています。 ○登記事項証明書等の交付について 登記事項証明書をオンラインで請求した場合には、送付の方法により交付することとしていますが、今後、利用状況やニーズ等を踏まえ、その他の方法での交付についても検討していきたいと考えています。 ○登記識別情報制度について 5-1. 登記識別情報は、特定の媒体に固定されている情報ではないことから、通知を受けた登記名義人が適宜の方法で保管することができます。また、あらかじめ通知を希望しない旨の申出をすることも可能です。 5-2. 登記識別情報については、盗み見の防止のため画面上に表示されないようになっています。登記識別情報は2回入力し、それぞれの入力内容が異なる場合にはエラーが出るようになっていきますので、誤った情報が入力されたまま申請される可能性は低いと考えています。 回線不調等の障害については、原因を究明の上対応するとともに、発生時における適切な対応策について検討していきたいと考えています。 5-3. 登記識別情報は、不動産及び登記名義人となる申請人ごとに定められるものであることから、次回の登記手続における本人確認を迅速かつ効率的に行うことができるものです。</p>	法務省
63		<p>5-1. 書面申請でも、登記識別情報という名の12桁の記号が 通知書に目隠しシールを貼った状態で渡され、従来の登記済証と比較すると、管理、利用の手間が非常に増え、利便性を損なっている。 なにより、即時に有効性が第三者から確認できないことは、迅速な取引において、非常に問題である。 また、不良品の目隠しシールのために、シールを剥がすと12桁の記号が読めない事故も起き、この場合、登記識別情報は不通知も失効もしていないのに使えないという理不尽極まりない取扱いがされている。以上から、12桁の記号方式は一刻も早く廃止をし、登記済証制度に一旦戻した後、別の本人確認ツールを 専門家(日本司法書士会連合会等)と共同で再構築していただきたい。 5-2 登記識別情報を使ってオンライン申請をしようとすると、12桁の記号をパソコン画面上で申請書作成支援ソフトで打ち込みが必要になるが、打ち込むと即時に「*****」で表示され、打ち込んだ内容をチェックできない。 また、記号の中には、アルファベットと数字が混在して あり、判別が困難なケースもある。(例、l(エル)と1(数字のイチ)、o(オー)と0(ゼロ)) 申請人側が、通知書の文字を見ながら12桁の記号を入力しても上記理由による間違いであれば、登記識別情報の再提供はできず、別の手続きが必要になり、オンライン申請の促進を妨げる原因になっている。 また、登記識別情報の通知をオンラインで受ける場合、1回しか手続きができず、ネット回線などの不調で失敗した場合、通知を受けられなかったとの事故も実際に起きており、不動産取引実務においては使えないシステム である。 5-3 不動産物件ごと、名義人ごとに登記識別情報が 発行されるため、大規模な取引の場合、12桁の記号が 多数発行され、発行手続きに多くの時間を要したり、通知後の管理も困難となっている。 従来の登記済証制度であれば、申請人側で発行枚数を選択できる余地があったが、現行の登記識別情報制度ではこのような余地がなく、利便性を損なっている。</p>	<p>○登録免許税について 一定の登記についてオンラインで申請する場合の登録免許税額の控除については、租税特別措置法第84条の5で規定されていることから、控除額の制限等を設けないという取扱いをすることはできません。 ○登記原因証明情報について 登記原因が備わっていないにも関わらず、順位確保等を目的として実体の伴わない登記の申請がされることを排除するために、登記原因証明情報をPDF化したものを申請情報とともに提供しなければならないこととしています(不動産登記令附則第5条第4項)。 ○システム開発について 御要望の内容からは、具体的にどのような点が「資格者代理人が利用するには不向き」なのかが判然としませんが、システム開発に当たっては、資格者代理人等の皆様の御意見を踏まえつつ改善に努めていきたいと考えています。 ○登記事項証明書等の交付について 登記事項証明書をオンラインで請求した場合には、送付の方法により交付することとしていますが、今後、利用状況やニーズ等を踏まえ、その他の方法での交付についても検討していきたいと考えています。 ○登記識別情報制度について 5-1. 登記識別情報は、特定の媒体に固定されている情報ではないことから、通知を受けた登記名義人が適宜の方法で保管することができます。また、あらかじめ通知を希望しない旨の申出をすることも可能です。 5-2. 登記識別情報については、盗み見の防止のため画面上に表示されないようになっています。登記識別情報は2回入力し、それぞれの入力内容が異なる場合にはエラーが出るようになっていきますので、誤った情報が入力されたまま申請される可能性は低いと考えています。 回線不調等の障害については、原因を究明の上対応するとともに、発生時における適切な対応策について検討していきたいと考えています。 5-3. 登記識別情報は、不動産及び登記名義人となる申請人ごとに定められるものであることから、次回の登記手続における本人確認を迅速かつ効率的に行うことができるものです。</p>	法務省

No	ご意見・ご要望の概要	ご意見・ご要望の内容	回答	担当省庁
64		オンラインで申請しているにもかかわらず謄本の受取は郵送されるため、受け取るまで時間を要するので不便である。オンライン申請であったとしても、窓口において受け取れるようにしてほしい。		
65		オンライン申請を行なうと、登録免許税が上限5,000円まで控除されるが、インセンティブの効果が薄いので、上限をなくして、登録免許税の10%まで控除すれば電子申請は伸びる。		
66	<ul style="list-style-type: none"> ・登記識別情報の提供を要しない正当事由に「決済時に有効性確認ができないこと」を追加すべき。 ・書面による登記識別情報の有効性証明申請においては、他管轄物件についても可能とするようシステムを改善すべき。 ・登記識別情報を提供する場合の有効証明の処理速度を改善して欲しい。 ・紙媒体の登記識別情報のPDF化による情報提供は、別途原本の提供を必要としており、電子署名の付与は不要とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登記識別情報の提供を要しない正当事由の追加について、「決済時に有効性確認ができないこと」を正当事由とすべき。 ・書面による登記識別情報の有効性証明申請においては、他管轄物件についても可能とするようシステムを早急に改善すべき。 ・登記識別情報を提供する場合の有効証明の反応が遅いので改善して欲しい。 ・紙媒体の登記識別情報のPDF化による情報提供は、別途原本の提供を必要としており、電子署名の付与は不要とすべき。 	<p>○登記識別情報の提供を要しない正当事由の追加について 平成20年1月15日の不動産登記事務取扱手続準則の一部改正により、登記識別情報を提供できない正当理由として「登記識別情報を提供したとすれば当該申請に係る不動産の取引を円滑に行うことができないおそれがある場合」を加えています(不動産登記事務取扱準則第42条第5号)。</p> <p>○他管轄物件について 他管轄物件の登記識別情報の有効性証明を可能とするためには、大規模なシステムの改修が必要となるため、長期的に検討していきたいと考えています。</p> <p>○有効証明のレスポンスについて 登記識別情報の有効性証明は、登記所での人的処理が必要となるためある程度時間が必要となるが、今後迅速に処理できるよう体制を見直していきたいと考えています。</p> <p>○電子署名について 登記識別情報の提供は、たとえ書面によってその通知を受けた場合であっても、オンラインで申請するときにはセキュリティの確保のため、登記識別情報提供様式を作成し、電子署名を付して提供する必要があることとしています。</p>	法務省
67	<ul style="list-style-type: none"> ・法務省オンラインシステムを最新のJREに対応させて欲しい。 ・法務省オンライン申請システムの不動産登記申請で、名変・抹消と移転・設定等の申請代理人が異なる連件申請に対応して欲しい。 ・電子定款についてオンラインのみで手続きが完了するよう制度改正すべき。 ・不動産登記をオンラインで申請した場合にも、登記識別情報通知書(紙)を受領できるようにしてほしい。 ・登記申請に添付する官公庁発行の各種証明書を電子化すべき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務省オンラインシステムで利用するJREですが、最新のバージョンのものを利用できないためセキュリティ上不安が拭えません。すみやかに最新のバージョンに対応していただきたい。 2 法務省オンライン申請システムを利用するためには専用のソフトをインストールしますが、このソフトでは、不動産登記申請で、例えば、名変・抹消と移転・設定の申請代理人が異なる連件申請に対応できないように見受けられます。もしそうであれば改善していただきたい。 3 いわゆる電子定款ですが、オンライン申請しなければならないうえに公証役場に向く必要もあり、かえって利用者に負担をかける結果となっています。この負担増の見返りが4万円の印紙代が節約できるという点にあるわけですが、これはオンライン申請自体から生ずるメリットではないし、また国は4万円の収入を失うこととなります。なにかしらの隘路に嵌りつつあるような気がしなくもありません。オンラインのみで手続きが完了するよう制度改正されるよう期待します。 4 不動産登記をオンラインで申請した場合にも、登記識別情報通知書(紙)を受領できるようにしていただきたい。 5 登記申請に添付する官公庁発行の各種証明書が電子化されていないことがオンライン申請の障害になっているのでこの電子化を進めていただきたい。 	<p>○JREのバージョンについて 現在、JREの最新バージョンであるJRE1.6に対応できるよう、オンライン申請システムにおいて作業を実施中です。</p> <p>○連件申請について 連件申請については、各申請事件の順位性を確保するために、一つの端末から同時に申請されることを前提としてシステム開発をしております。 なお、御要望の申請代理人が異なる連件申請については、各申請代理人が作成した申請データを、適宜の方法により、代表してオンライン申請を行う代理人1名に渡し、当該代理人がオンライン申請システムにおいて各申請データのファイルを読み込み、連件の設定を行った上で申請データを送信していただく方法により対応可能です。</p> <p>○電子定款について 定款の認証に際しては、公証人が定款に作成名義人の署名押印又は電子署名があることを確認するだけでなく、公証人の面前における嘱託人の陳述を通じて、その署名押印又は電子署名が作成名義人本人の意思に基づくものであることを確認する必要があります。 したがって、紙の定款でも、電子定款でも、公証人の面前における嘱託人の陳述という手続を省略することはできず、オンラインのみで手続を完了させることはできないものと考えています。</p> <p>○登記識別情報通知書の受領について 不動産登記規則第63条第1項柱書の法務大臣が定める場合として、不動産登記の申請を電子申請でした場合であっても、当面、登記識別情報通知書の交付を求めることができることとしています。</p> <p>○各種証明書の電子化 法務局が発行する登記事項証明書を添付しなければならない申請をオンラインでする場合は、オンライン登記情報提供制度の照会番号制度を利用することにより、書面の登記事項証明書を提出することなく申請することができるようになっています。 他方、他の官公庁が発行する各種証明書については、電子化されていない状況等にかんがみ、本年1月15日に不動産登記令及び不動産登記規則の一部を改正し、添付情報(登記識別情報を除く。)が書面に記載されているときは、当該書面を登記所に提出する方法により登記の申請をすることができることとしています(不動産登記令附則第5条)。</p>	法務省
68	電子定款を申請するために初期投資費用が高い。	電子定款認証の制度を利用する場合、Adobe Acrobatや署名プラグイン用のソフトウェアと電子証明書を準備する必要があり、電子定款を申請するために初期投資費用が高い(5~9万円)のが課題。	公証人の行う認証とは、文書又は電磁的記録に記録された情報の作成名義人が文書にした署名若しくは押印又は情報に付した電子署名が、作成名義人本人の意思に基づくものであることを証明することを意味します。 よって、電子公証における電磁的記録の認証においては、作成した電磁的記録に作成名義人の電子署名を付していただく必要があります。 なお、オンライン申請システムにおいては、利用者に対して、Adobe Acrobatに対応するPDF署名プラグインソフトを無償で提供しております。	法務省
69	法務省オンライン申請システムによる行政文書公開請求において、郵送料の電子納付、開示決定等の期限延長の電子的な受領等を可能として欲しい。	<p>現行稼働の法務省オンライン申請システムを利用しての行政文書公開請求での提案。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開文書を郵送にて送付するばあいの郵送料を電子納付できること。現行では、公開手数料のみ電子納付となっている。 ・郵送用の封筒は行政庁が用意すること ・「開示決定等の期限延長について(通知)」もオンライン申請システムを利用し電子的に受領できるようにすること。現行は紙にて郵送通知で配達記録付きとなっている。以上、提案する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1.オンラインシステムによって開示の実施方法の申出があった場合には、開示実施手数料及び送付に要する費用を電子納付することが可能です。 2.開示請求に係る行政文書の写しを送付する場合の封筒は、行政庁が用意しております。 3.現行のオンラインシステムでは、一つの開示請求に対して一つの通知しか行えず、開示決定等期限の延長通知をオンラインで行うと開示決定等の通知が行えなくなることから、開示決定等期限の延長通知を行う必要がある場合は、書面によって行っております。 	法務省

No	ご意見・ご要望の概要	ご意見・ご要望の内容	回答	担当省庁
70	<ul style="list-style-type: none"> ・国、地方公共団体で登記嘱託のオンライン申請を進めるべき。 ・添付書類の省略やフロッピーディスクによる申請を可能とすべき。 ・商業登記において司法書士によるオンライン申請を普及させるべき。 	別添③参照	<p>○添付書類の省略について 不動産の物理的状況及び不動産に関する物権変動を正確に公示し、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的としている不動産登記制度においては、特に権利に関する登記については、登記官が添付情報を審査することで登記の適正さを担保していることから、添付情報のすべてを省略することは認められません。</p> <p>○嘱託登記について 官公署からの嘱託登記に対応するために、オンライン申請システムにおいて官公署の官職証明書等の利用を可能とすることについては、次のとおりです。</p> <p>①地方公共団体における組織認証基盤が発行する職責証明書については、これを利用可能とするよう、現在、システム改修を実施中です。</p> <p>②国の機関(各府省等)が利用する官職証明書については、「霞が関WAN及び政府認証基盤(共通システム)の最適化計画」(平成17年3月31日CIO連絡会議決定、平成19年8月24日改定)により、官職証明書等を一元的に発行する「政府共用認証局」が整備されており、平成20年度中に全府省等の官職証明書が政府共用認証局発行のICカードに統一化される予定です。したがって、国の機関の官職証明書を利用可能とするシステム対応については、上記の統一化のタイミングに合わせて実施することが効率的であると考えております。</p> <p>○代理申請について 司法書士法第73条第1項により、行政書士等が業として商業・不動産登記申請の代理を行うことはできないとされています。なお、本人申請については禁止することはできず、またこれにより直ちにオンライン申請が促進されるか否かの根拠は明確ではないと考えます。</p>	法務省
71	官公署の嘱託登記のオンライン申請を可能として欲しい。	一般の登記についてはオンライン申請が進んでいるが、官公署の嘱託登記についてもオンライン申請ができるようにしてほしい。	<p>官公署からの嘱託登記に対応するために、オンライン申請システムにおいて官公署の官職証明書等の利用を可能とすることについては、次のとおりです。</p> <p>①地方公共団体における組織認証基盤が発行する職責証明書については、これを利用可能とするよう、現在、システム改修を実施中です。</p> <p>②国の機関(各府省等)が利用する官職証明書については、「霞が関WAN及び政府認証基盤(共通システム)の最適化計画」(平成17年3月31日CIO連絡会議決定、平成19年8月24日改定)により、官職証明書等を一元的に発行する「政府共用認証局」が整備されており、平成20年度中に全府省等の官職証明書が政府共用認証局発行のICカードに統一化される予定です。したがって、国の機関の官職証明書を利用可能とするシステム対応については、上記の統一化のタイミングに合わせて実施することが効率的であると考えております。</p>	法務省
72	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産登記甲号オンライン申請において連件で申請可能として欲しい。 ・資格者代理人が日常利用している民間開発ソフトから連件での申請や申請の処理状況が確認できるよう仕様を公開すべき。 ・法務省オンライン申請システムにおいて事件内容が特定できる件名にしてほしい。 ・登記識別情報関連様式に関する仕様を公開し、民間開発ソフトで資格者代理人が提供情報を作成できるようにしてほしい。 ・オンライン物件検索機能の民間利用を可能として欲しい。 ・申請書作成支援ソフトと民間開発ソフトウェアとの連携仕様を公開して欲しい。 ・オンライン申請の環境をもっと簡単に構築できるようにしてほしい。 	<ol style="list-style-type: none"> 1、不動産登記甲号オンライン申請において連件単位でオンライン申請を可能とする必要があると思われます。また、資格者代理人が日常利用している民間ソフトから連件単位で申請できるよう仕様を公開する必要があると思われます。 2、同様に民間開発ソフトから申請事件の処理状況が確認できるよう仕様公開を行う必要があると思います。 3、法務省オンライン申請システムにおいて取り扱う事件の件名は事件内容が特定できる件名にする必要があると思われます(現在は様式名しか表示されませんので、同種事件を同時に多数申請する資格者代理人には事件の特定が不可能と思われます)。 4、登記識別情報関連様式に関する仕様を公開し、民間開発ソフトで資格者代理人が提供情報を作成できるようにする必要があります。 5、オンライン物件検索機能の民間利用を可能とする必要があると思われます。 6、申請書作成支援ソフトと民間開発ソフトウェアとの連携仕様を公開する必要があると思われます。 7、オンライン申請の環境をもっと簡単に構築できるようなものとする必要があると思われます。 	<p>○連件での申請について オンライン申請システムにログインし、設定を行うことによって、連件で申請することができます。また、民間ソフトウェアとオンライン申請との連携、仕様公開については、今後検討していきたいと考えています。</p> <p>○仕様公開について 民間ソフトウェアとオンライン申請との連携、仕様公開については、今後検討していきたいと考えています。</p> <p>○件名について 平成20年度中に、対応の可否も含めて検討したいと考えています。 なお、現行のオンライン申請システムにおいては、「申請書表示」ボタン等により申請書の内容を表示できる機能を提供しています。</p> <p>○登記識別情報関連様式の仕様公開について 登記識別情報関係様式作成処理の仕様変更案について、民間のソフト開発業者より意見を募集しました。今後、寄せられたご意見を参考として、申請書作成支援ソフトウェアの改良を予定しています。</p> <p>○オンライン物件検索機能について 現在、民間開発ソフトウェアからオンライン物件検索機能を利用できるよう、開発を実施中です。</p> <p>○連携仕様の公開について 申請書作成支援ソフトウェアについては、他ソフトとの連携を前提として開発されていませんが、今後、民間のソフト開発業者と連携して、改良を行っていききたいと考えています。</p> <p>○環境構築について 利用者におけるオンライン申請のための環境構築作業(事前準備作業)の負担を極力軽減するために、より簡易な操作でオンライン申請に必要なソフトウェアのインストールが完了するよう、平成20年度中にシステム改修を実施する予定です。</p>	法務省
73	法務省オンライン申請システムの仕様公開をすべき	法務省のシステムについて、業者が使い勝手のいい申請ソフトを開発・販売してくれるように、仕様の公開を進めるべき。	<p>御要望に対応するためには、業者が作成する申請ソフトと、法務省オンライン申請システムとをつなぐインターフェースを法務省において新たに開発し、当該申請ソフトにおいて申請データの作成、添付ファイルの添付、デジタル署名等の一連の操作を行い、当該申請ソフトから直接法務省オンライン申請システムにログインして申請データを送信できる仕組みとすることが考えられます。しかし、現行の法務省オンライン申請システムは上記のような仕組みを前提としていないため、この仕組みとするためには、システム全体を抜本的に更改する必要があると考えます。</p> <p>また、上記の方法を採る場合には、上記のインターフェース仕様を公開する必要がありますが、この場合、法務省オンライン申請システム内部への不正侵入やアタック攻撃を行うプログラムの作成を可能とさせてしまうことが考えられることから、慎重な検討が必要となります。</p> <p>次回システム更改時(時期は未定)に向けて、上記のセキュリティ上の課題を含め、対応可否について検討したいと考えています。</p>	法務省

No	ご意見・ご要望の概要	ご意見・ご要望の内容	回答	担当省庁
74	不動産登記オンライン申請システムが利用可能なパソコンOSは、何故マイクロソフト社のウィンドウズOSのみなのか？	不動産登記オンライン申請システムが利用可能なパソコンOSは、如何なる理由にてMSのOSウィンドウズのみなのか？	法務省オンライン申請システムは、経費の効率的な執行に配慮し、普及率が最も高いOSであるウィンドウズを利用可能なOSとして開発しております。	法務省
75	法務省オンライン申請システムへのログインをスムーズにしてほしい。	登記事項証明書請求と同じ回線を使用している影響もあるかもしれませんが、アクセスが集中しているため、法務省汎用システムへのログインがし難い現状があります。登記事項証明書の請求については、独自の回線を使用する等の対応をし、汎用システムへのログインをスムーズにするようお願いいたします。	平成19年度中にオンライン申請システムの性能強化のための改修作業を実施済みであり、当該改修後は、現在までのところ、アクセス集中等によりログインしづらくなる事象は発生しておりません。今後とも、システムの安定稼働の維持に努めてまいりたいと考えます。	法務省
76	法務省オンライン申請システムの信頼性向上をはかるべき	法務省のオンラインシステムは、処理速度が遅く、システムが安定していないから、使いたいときに事故で使えない時がある。このようなことがあると、紙の方が確実だということになりかねない。信頼性の高いシステムに改善して欲しい。	平成19年度中にオンライン申請システムの性能強化のための改修作業を実施済みであり、当該改修後は、改修前に比べて処理速度は向上しております。ただし、改修後のシステムの初期不良等により一時的に処理が遅延する事象の発生もありましたが、当該事象については速やかに原因究明の上、再発防止のためのシステム対応等を都度実施しているところです。今後とも、システムの安定稼働の維持に努めてまいりたいと考えます。	法務省
77	神奈川県電子申請システムと法務省の電子申請システムを同じPCにインストールして利用できない状況を改善して欲しい。	本県の電子申請・届出システムでは、法務省の電子申請・届出システムとバージョンの異なる同じ署名ライブラリファイルを使用している。しかし、法務省システムから提供される署名ライブラリファイルは、本県のシステムでは使用できない古いバージョンであり、また、参照優先度の高いフォルダに固定的に配置される仕様となっている。そのため、本県の署名アプリ起動時には法務省システムの署名ライブラリが自動的に使用されてしまい、利用者が本県のシステムで電子署名できないという状況になってしまっている。なお、本県の他にも東京都、福井県、群馬県等でも同様の事象となる。これを回避するためには、一度、法務省システムの古いバージョンの署名ライブラリファイルをアンインストールし、本県の新しいバージョンの署名ライブラリファイルを再度インストールする必要がある。これは、住民に提供するサービスとしては、著しく利便性を欠くものであり、本県としては、法務省システムが署名ライブラリファイルの配置を変更するか、新しいバージョンの署名ライブラリを利用者に提供するなどの方法による早期の改善を要望する。	現在、御指摘の事象を解消するためのシステム改修を実施中です。	法務省
78	法人代表者の電子証明書を以下のように見直して欲しい。 1. 認証局CAが、正当な代理申請者に対してPKIを発行する。発行記録は保存され求めに応じて公開する。 2. 申請を受け付ける官公庁のシステムは、企業側が必要な都度、申請記録を閲覧し、どのPKIを使って何時申請が行われたかの監査が出来る様にする。	多くの大企業では、代表取締役名での申請は、総務部かそれに相当する組織が、印鑑証明をとった社長印などを預かり、発翰簿を保持して申請行為の記録性の保持と不正防止を図っております。電子申請においても、これに代わる代理申請とその記録性の保持(=改竄防止を含む)が出来ない限り、多くの企業では電子署名による申請は、コンプライアンス管理上の説明責任を考えると、実施に踏み切れません。 この改善には 1. 認証局CAが、正当な代理申請者に対してPKIを発行する。発行記録は保存され求めに応じて公開する。 2. 申請を受け付ける官公庁のシステムは、企業側が必要な都度、申請記録を閲覧し、どのPKIを使って何時申請が行われたかの監査が出来る様にする。 といった配慮が必要と考えます。 具体的には、法人代表者の電子証明書を以下のように見直して欲しい。 I)本人用に加え、正当なる代位者用のPKIの発行を受ける事が出来る。 II)代位者用のPKIでの署名が、法的に本人と同等であることの法制化が整備されること。その為には、本人用および代位者用共に、PKIの行使が(取り消し不能な形で)記録出来る物であること。署名の記録は公的な第3者機関が望ましい(企業内の保管では信憑性維持に限界あり) III)上記のPKIのバックアップ取り扱いに関するシステム管理者の悪用には懲役刑位の重い罰則を設ける。	○代理人の電子証明書について 「商業登記に基づく電子認証制度」において発行する電子証明書は、電子商取引等に用いられる証明書として、法人の登記情報に基づいて発行するものです。したがって、登記情報ではない代理権限等については、証明をすることができません。 ○受付システムについて ご提案にある電子証明書の利用状況の確認については、今後のオンライン申請のあり方を検討するうえでの参考にさせていただきます。なお、多くのオンライン申請システムでは、オンライン申請の受付時に発行される受付番号等を用いて、システム上で受付状況を確認することが可能となっております。	内閣官房・法務省
79	国立印刷局の官報の電子署名検証ソフトと法務省オンライン申請システムを同じパソコンで利用できる用にして欲しい。	独法国立印刷局の官報に関するWEBサイトに、 http://kanpou.npb.go.jp/html/syomei.html 官報の電子署名検証ソフトの利用案内があります。無償で提供されている。一方、法務省のオンライン申請システムWEBサイトに、 http://shinsei.moj.go.jp/usage/zyunbi_PDF.html PDF署名プラグインのインストールの解説があり、そこでも無償で署名プラグインが提供されている。電子署名関連では、同一メーカーのものと思われるが、これ検証ソフトと署名プラグインソフトは、同一パソコンにはインストールできないのです。パソコン利用で困ったことになっていますので、なんとしても改善いただけるようお願いしたい。官報は常時利用しているし、法務省のオンライン申請システムも定期的に利用しています。早急に改善などを指摘いただくように要請します。	○国立印刷局の官報情報検索サービスについて 国立印刷局の官報情報検索サービスに使用している電子署名検証プラグイン(SignedPDF Verifier)は、有償の製品版ではなく、メーカーから世間一般に無償配付されているものであり、当該ソフトの「ソフトウェア使用許諾契約書」にも明記されている通り、著作権及び知的財産権についてもメーカーに帰属しているため、当局が独断でカスタマイズできるものではありません。そのため、今後についてはメーカー側での対応を要請していきたいと考えています。 ○法務省のオンライン申請システムについて 御要望の電子署名検証ソフト及びPDF署名プラグインソフトについてメーカーに確認したところ、両者のプログラムは互いに共存できない構造になっており、同一の端末に両者ともインストールしてしまうと動作不具合が発生するとのこと。今後、機会ある毎にメーカーに対して改善を働きかけるなどしてまいりたいと考えます。	法務省・国立印刷局

No	ご意見・ご要望の概要	ご意見・ご要望の内容	回答	担当省庁
80	士業がオンライン申請システムを利用して住民票の写しや戸籍謄本を取得できるようにしてほしい。	いわゆる士業(弁護士、行政書士等)が住民票の写しなどを職務上請求できる。これの請求をオンライン申請システムを利用にて可能となるよう早急に整備いただきたい。福井県内の一部の市町等では、行政書士用電子証明書を使用することでオンラインによる住民票の写しなどの請求ができるようになっている。手数料納付に一部課題があるものの、オンラインによる請求可能としている。こうしたシステムを早急に全国展開していただきたい。また、予定されている戸籍謄本等・事項証明書なども職務上請求がオンラインで可能となるよう強く要望する。	○住民票の写し等の請求について 現在、住民票の写し等の請求について、御指摘のようなオンライン申請も可能としているところですが、しかしながら、どのような手続にオンライン申請システムを導入するかについては、各地方公共団体において地域の実情や情報化の進展度等を踏まえて検討されるものと考えられます。 ○戸籍謄本等・事項証明書について 平成16年4月1日に公布・施行された戸籍法施行規則の一部を改正する省令(平成16年法務省令第28号。以下「改正省令」といいます。)により、市区町村長は、オンラインシステムを利用して戸籍事務を取り扱うことができることとされました。また、改正省令施行と同時に、オンラインシステムによる戸籍事務の取扱いについての通達が発せられており、オンラインシステムが備えるべき仕様・条件を明らかにした「オンラインシステム構築のための標準仕様書」が示されていることから、オンラインによる戸籍事務を取り扱うに当たって必要な制度設計が整っている状況にあるといえます。 なお、市区町村長がオンラインシステムを利用して戸籍事務を取り扱うためには、その前提として、当該市区町村の戸籍事務がコンピュータ化される必要がありますが、本年2月1日現在、全国の約70パーセントにあたる市区町村において戸籍事務のコンピュータ化を了しており、今後、市区町村における戸籍事務のコンピュータ化推進計画にあわせて戸籍事務のオンラインシステムの導入について検討が行われるものと考えます。	総務省・法務省
81	士業に対してもインセンティブ措置を用意すべき	士業の方の中にも電子申請を利用しない方が相当いるが、士業など専門家にもインセンティブ措置が必要なのではないかと。専門家への普及を推進し、成熟度を上げていくべきだ。	下記のとおり、各府省において各士業向けのインセンティブについて実施・検討しているところですが。 ○法務省 各士業団体との協議会の開催や説明会の実施等により、資格者代理人へのオンライン申請の利用促進を図っています。 ○財務省 税理士向けの研修会等を実施しているほか、税理士会とも定期的に意見交換を行い、税理士からニーズの高い改善要望については、セキュリティ面や予算面などに配慮しつつ、実現に向け取り組んでいるところです。 【改善例】 ・利用者識別番号のオンライン発行及び税理士の代理による取得 ・第三者作成書類の添付省略範囲の拡大 ・メッセージボックスへ格納する情報の充実(予定) ○厚生労働省 社会保険労務士が提出代行等をする場合には、一定の条件の下添付書類の省略を認める措置などを実施しています。また、社会保険労務士会連合会と定期的に情報交換を行い士業の方の要望も聞くなど連携を密にしています。	法務省・財務省・厚生労働省
82	士業向けにパソコン設定等のサポートを行って欲しい(例:国税庁の税理士向けの取組み)	士業の業界においても高齢の方等については、使い方がよくわからない等の理由でオンライン申請の利用が進んでいない状況があるので、パソコンの設定等を個別指導するような体制を作ってほしい(取組例:士業団体における会員向け研修会、国税については税理士を対象に税務署職員による指導が行われている。)	士業向けのサポートについては、ご意見中に記載されている事例の他、下記のとおり各府省において実施されています。 ○法務省 各法務局・地方法務局において、資格者代理人を対象とした説明会を開催しています。 ○厚生労働省 電子申請の操作方法については、e-Govにおける電子政府利用支援センターのほか、電子申請・磁気媒体申請照会窓口(ヘルプデスク)の設置、利用マニュアルのホームページ掲載により対応しています。社会保険労務士会においては、社会保険労務士向けに研修を行っていること承知しており、連携・協力していきたいと思っております。	法務省・厚生労働省

※複数の内容を含む意見については、回答作成の便宜上、複数の意見に分割しているものがあります。
※回答は平成20年3月5日時点の内容になります。

「電子申告普及に向けての意見」

概要：電子政府の目標値である2010年50%は現在の制度改革程度では実現は困難。これをクリアできる方法を提案する。目先の改善ではなく利用せざるを得ない環境をつくること。

<本文>

6月のパブリックコメント募集でも概ね同趣旨の意見を提案しましたが、この半年の変化を踏まえて再度意見を述べさせていただきたい。

税理士は電子申告について、税理士会を始め、国税当局との協調の中で電子申告の普及に向けて活発な普及促進のための活動を行っています。国税庁が目標とする電子申告利用率における平成18年度の数値目標2%は軽くクリアし、19年度の目標である3%（105万件）も超えることができました。昨年まで0.4%程度の利用率ですから、桁違いの飛躍ということもできます。まもなく到来する平成19年度の確定申告期において、その次の確定申告経過時（平成20年度）目標の8%が一年前倒しで達成可能かどうか、見守りたいところでもあります。確かに、平成16年2月2日に初めて国税庁のサーバーに送信した時から比べると、この4年間では、隔世の感があり、国税庁の改善努力が並々ならぬものであったと言うことが証明されたものと思います。ただし、目標となるパーセンテージの算出方法に変更（カウントすべき手続きが48手続きから42手続きに減り、分母が小さくなった）があったという数字的なマジックもありました。この主要成功要因は、「代理送信」（納税者の電子署名なしで税理士署名のみで送信できる）を認めていただいたことと断言できます。納税者に電子署名をさせることは日本の社会ではあまりに馴染まず、電子証明書を取得させる行為そのものさえがボトルネックでした。この結果、実際これまで電子申告をしようとさえしなかった会計事務所から、今年はどうすればいいのかという多くの質問をいただきました。かなり多くの事務所が電子申告にトライしていただけたものと思われます。全体の電子申告の90%が税理士関与であり、そのうちの70%強が、特定の団体（TKC）経由であるという事実も今後の展開を考えていく上で必要になります。しかしながら、所詮一桁前半の利用率です。今だ電子申告を実践しているのは、一部の団体・納税者に過ぎないということになります。私自身の事務所も現在は、関与先の100%を目指して電子申告をしています。現実には、紙提出になった方、あるいは飛び込みの方（ID・PWが取れない）を除けば、かなり多くの関与先の申告書を代理送信で電子申告することができてきています。昨年の確定申告時は、私自身が納税者の電子署名をいただきに上がるために、関与先を回り、その場でPHSを使用して送信していました。残念ながら事業主と電子申告以外の話で多くの時間を費やしてしまいました。それに比べ、今年は代理送信は事務所で送信可能なため、その時間が省略できました。確定申告の時期に本人署名のために個別に巡回するのは本当に効率が悪いといえます。納税者の署名がなくなっただけという点は、大変大きな改善でした。また、添付書類についてはこの度の所得税確定申告から多くが省略の方向で改善されます。18年度の確定申告においては、国税庁

の配慮で（名古屋国税局では特に）配布された緑色の封筒（電子申告の別添送付用）は大変好評で、重宝しました。利用率が向上したもう一つの要因であるものと理解いたします。このような細かい配慮は、納税者・税理士の協力しようとするモチベーションの向上を促進します。しかしながら、まだまだ多くの税理士・納税者が電子申告を躊躇しています。電子申告を利用するためには、さらに多くの工夫が必要です。目標達成のためには、自然に参加していかざるを得ない仕組みづくりを考える必要があります。「電子申告は平成19年度の3%はクリアできるとしても、5000円の電子証明書取得控除で達成できるのはせいぜい8%まで。思い切って税目ごとに簡易なもの（消費税）から原則電子受付とすることで22%。10万円の電子申告控除を実現してはじめて50%行くかどうか。」という個人的な粗い予測をしています。

以下に、現在、問題点とされているところを含めた、現場で実際に感じている意見をふまえて、電子政府がより実現しやすい方向になるように、電子申告を中心として述べさせていただきます。

○ 5000円の電子証明書取得控除は目論見が外れます。

利用率はこの件によってはそれほど向上しないようです。利用率向上のためには、もっと明確なインセンティブが必要です。電子証明書の発行現場が追いついてないという現実があります。現在、1市長村窓口で発行できる能力は1日20枚程度。現実には10枚程度の発行という状態を聞き及んでいます。全国に800程度の行政単位があるものとして、単純に計算しても、3月17日までに平日日が残り60日。10枚×60日×800市町村＝480,000枚。すでに取得している者を足して、取得してもあきらめる者を差し引くと、ざっくり60万人。この範囲の電子申告の5000円控除適用者となるものと思われれます。これは、一部の者の範囲です。総務省がいくらがんばって指導しても、これでは電子申告の普及促進には大きな影響力は考えられません。この制度を普及させるのであれば、市役所等の行政窓口の電子証明書発行業務を強化することのほうが優先です。そもそも、電子署名をすること自体に、日本の社会にはなじまないものがあり、電子申告の世界は、ID・パスワード程度の本人証明でセキュリティを確保する仕組みを考えていくべきだと思います。また、5000円などという中途半端なインセンティブではなく、10万円程度の税額控除を創設し、明確なインセンティブを示さない限り、納税者の飛躍的利用率向上は望めないと確信しています。

○ 国策なのに国策の目標値が明確ではなく、国民に周知されていない。

数値目標を日本税理士会は掲げ、各単位会、各支部に至るまで数値目標を明確にする運動をしています。2010年までに開業税理士の50%が関与先の送信を含めて電子申告を実践しますという目標です。この目標値を作るにあたって大変な議論がありました。しかし、私どもが目標値を設定するのは目標が明確で望ましいとしても、そもそも、国家の目標値・電子政府達成時の予測数値が明確になっていないことが問題です。この点を国税局に確認したところ、各省庁はすべて総務省に早い段階で目標数値データを渡している

という回答でした。しかしながら、電子申告普及運動に深く携わる私の記憶にさえそのデータを拝見できていない。ということは、多くの国民はその存在を知らないといえます。具体的な数値による目標なしに、ただ、「国策だからやろう！」では、説明するときに聴衆の気持ちをひとつにできません。2010年の利用率50%が達成できたならば、電子政府構想としていくら国家の経費削減ができるのか？具体的な削減額はいくらなのか？「小さな政府」を目指すのであるならば、最終的にどの程度小さくできるのか？何人人員を削減できるのか？等等。国民はこの点を知りたいと思います。また、電子政府構想の掛け声は、小泉政権の下ではかなり熱いものが感じられたが、現在はさめた感じさえ受けることもある。小泉首相の下ではIT担当大臣もいらっしやった。松田岩夫大臣に直接陳情させていただく機会もいただきました。現場の声を直接トップにお伝えできる仕組みづくりも必要なのではないのでしょうか。

○ 実行することによるインセンティブやメリットが明確になっていない。

目標値の提示だけでなく、具体的なメリットの説明が大変弱く感じられます。人間は今までにないことをする場合、よほどの動機付けがない限り簡単には行動に移しません。高尚な理念や国策の方向性も大切ではありますが、利活用率の向上のためには具体的な恩恵が必要です。税理士として、同業者を啓蒙するためにいろんなことを考えてきましたが、この度、事務所がどれくらい効率化できたかについて計算をしてみました。反響は予想以上に大きなものでした。私の事務所の数字が、全国国税局長会議の席上に上がったことです。事前に国税庁の広報や技術の担当者が、遠方の私の所まで面談に来てくださいました。

<これに関する記事抜粋>

会計事務所の経費節減がどの程度可能かについては、その事務所の規模・経営形態・ノウハウによって様々なため、一概には言い切れないものがあります。しかし、当事務所が平成16年の電子申告当初の申告件数（実験的に数十件）と、平成19年度（予測値＝100%電子申告予定）との比較をしたところ、概ね65万円の経費節減がされることが判明しました。当事務所の決算書を4年間比較して、元帳から摘要ごとに推移を出し、試算した結果です。実感から業務効率等の向上を考えれば、100万円くらいは経費節減になっているのかとの事前予測でしたが、積上計算できたものは約65万円。しかし、当事務所のような小さな事務所ではなく、大規模事務所であればその額はかなりな大きくなるものと予測され、事務所によっては一人分の給与が節減できる場合も考えられます。間違いなく会計事務所には、大きなインセンティブがもたらされる状態になっているのです。お隣、韓国の場合、電子申告導入当初、電子申告の量に応じて代理人（税務士等）に1件1万ウォン（上限300万ウォン）の税額控除が認められていました。韓国の電子申告利用率が高いのには他にも多くの理由がありますが、これが急速に普及した要因との一つであり、法人税は100%近い利用率です。我国では、直接的な金銭によるインセンティブがもたらされてはいませんが、結果として電子申告による事務所の経費節減を考えれば、

事務所に対するインセンティブはあるといえましょう。(名古屋税理士会会報12月号掲載)

○ IT関連組織の活用、IT人材の活用がされていないのではないのでしょうか。

情報処理技術者、中小企業診断士(旧制度の情報部門、新制度は合格者は試験科目に情報処理が入っている)などの国家資格者、あるいはITコーディネータの有資格者等を電子政府構想の中で活用するシステムがありません。特にITコーディネータはe-Japan構想中の「IT人材の育成」を目的に設けられた資格であるはずですが、しかし、現実にはITコーディネータに電子政府構想や電子申告等の話は特殊な方を除いてありません。中小企業経営者や一般納税者のITスキルや知識は高くなく、それを支援してくれる人材がいれば、積極的に参加する層の人口も多いはずですが、世の中全体が電子政府構想の中に当たり前のように入り込まれる過程においては、各有資格者に1件支援した実績報告書を特定の組織に提出したら報酬を支払うというような仕組みもあっているのではないのでしょうか。また、総務省の中には電子政府推進員があります。税理士・司法書士・社会保険労務士・行政書士・ITコーディネータ・有識者等からなる組織ですが、実質的な活動はありません。WEB上でのミーティングルームを設置していただきましたが、こちらも活発には活用されていません。ここで交換された意見はIT戦略本部にまで上程されると伺っていますが、どこまで実効性があるのかわかりません。折角、こういう組織を作ったのですから、予算をしっかりと組んで、活発な意見交換ができるような組織にして、現場の声を吸い上げていただくことを期待しています。

○ 平成16年の電子申告開始当初から申し上げていることではありますが、オンライン3法を見直して、「電子を原則、紙を補助」に法改正すべきです。

2010年の50%目標をクリアするためには、現状のままでは困難です。平成18年度の「代理送信(納税者の電子署名を省略して税理士が送信できる)」、平成19年度の「添付書類の省略」及び来所型電子申告の手法等により、来年の目標値である3%はすでにクリアしているものの平成20年度の8%はかなり厳しい状態であるものと推測しています。税理士のみが代理送信をする権利がある以上、税理士に期待されるのは当然ではありますが、現実には、税理士の全てが電子申告に興味をもち社会の流れに素直に危機感を感じてトライしているわけではありません。パソコンを持たず、インターネットへの接続も拒否する税理士もいる以上、利用率はやがて頭打ちになります。納税者においても、同じです。そこで、「電子を原則、紙を補助」にオンライン3法を改正していくべきです。電子政府構築のためには「ある程度の強制力と魅力あるインセンティブ」が必要です。ある程度の強制力を持たせるためには、法律で仕切っていくことになるかと思えます。電子申告の普及を応援する者として、昨年ドイツの電子申告制度の視察に名古屋税理士会の研究員として行ってまいりました。ご存知のようにドイツでは、電子申告の導入は我国より6年ほど早く、その利用率の向上に苦慮していました。しかしながら、この度の視察で、ドイツは2005年1月より法整備をして売上税(付加価値税)と源泉徴収税に限り、受付を電子原

則としたために、飛躍的に利用率が伸びたということを確認してきました。罰則規定はないので、この税目については95%とのこと。 (残り5%の税理士は、あえて国家に協力したくない税理士ということです。) しかし、それまで長年の間低迷していた利用率が極端に増えたのです。未だ電子を原則としていない所得税は20%で本年度目標は25%ということでした。(税額控除等の大きなインセンティブのないドイツでは電子原則制度を取らない限りこのあたりの数値にとどまるようです。) したがって、税目別ごとでも段階的に電子原則にしていかない限り、最終目標値は達成できないと思います。

○ 電子認証の方法だけでなく、国も地方も各省庁も全ての仕様を統一して、あらゆる諸手続きが全て共通の電子署名や汎用性の高い言語で出来るようにすべきです。

利用者側にとっては都度都度違う手続きを経ることこそ、最大のハードルになります。国税庁もしくは総務省において、一般的に普及しているエクセルデータをXMLデータやXBRLに変換してe-Taxに組み込めるシステムを開発していただきたい。現在のままでは、申請手続きごとに、あるいは電子証明書の種類ごとに電子署名手続き方法が異なったり、総務省が努力されている公的個人認証による電子署名が使えない場合(e文書法に非対応)もあります。共通の電子認証であれば、その利用頻度も上がりカード取得の価値も増えます。また、電子認証問題に限らず、国・地方・各省庁を含めて全て、システムを統一するようにしていくことが急務であります。IT言語についても、XML言語を標準とし、全ての受け入れはXMLに限ることに統一すべきです。その上で、日常業務に耐えないソフトウェア(e-TAXソフトは明らか)を作るのではなく、どのような言語も全てXMLに変換して送信できるソフトを開発ください。いま、XML言語の技術者は民間の中小業者でもたくさんいますし、コンペで発注をかければコストも安くできます。また、YahooBBが通信料金体系そのものを変えてしまったときの戦略のように、XML変換ソフトを街頭配布や官公庁の窓口、スーパーマーケットのレジ横におくなど、無料で配るようになれば電子政府の浸透は早まるものと予測されます。ポスターを駅に張るだけでは効果は薄いです。いずれにしても、これらの思い切った方策を実践するためには、強力な指導力を発する部門が必要です。内閣官房IT担当室がその役をしていただけるのかどうか、構造的な位置づけを理解しておりませんが、IT戦略本部部長が目に見える形で継続的に強力なリーダーシップを取らないと、国家の目標が達成できないことは確かです。

○ 地方税の足並みがそろわないことが、実務の現場から、最大の障壁となっています。

平成22年には検討されると聞いていますが、法人県民税・市民税についても、受付サーバーは国税で受信していただいて地方へ転送するシステムを前倒しに早期実現できないものでしょうか。税額計算の基礎が同じであり、税務処理は一連の流れの中で税額を導き出すのに、受付サーバーが違い、また改めて別々の手続きをするために、地方税を送信することが面倒になり、地方税の電子申告は低迷しています。地方税まで簡単に一括して送信できるものでない限り、電子申告による事務の効率化を感じることは難しいです。地方税の足並みをそろえない限り、国税電子申告の普及の足かせになります。電子政府構想の

実現という観点から早急にご検討いただきたい問題です。また、法人事業税、法人市民税及び固定資産税の償却資産税については、都道府県と政令指定都市で電子申告が可能となっていますが、私どもの生活する地方都市では対応ができていません。全ての地方税が簡単に電子申告ができなければ、電子化のメリットを享受することは難しいと言えます。税理士は特定の街の関与先を抱えるわけではなく、周辺のたくさんの市町村に及ぶ範囲で業務を行っています。電子で申請可能な街とそうでない街が混在していることが、「全部そろってからはじめるよ。」という参加しない言い訳を生み出します。政令指定都市のみではなく、全国の市町村において地方税の電子申告が行えるよう早急に整備を図っていただきたいと思います。一案として、受信は国で一括して受け、地方税のデータは、県単位の大型のサーバーに転送する。県の大型サーバーに対して、各市町村はシンクライアントシステムで端末を使って行う。財政基盤の弱い市区町村には、小型端末だけで業務が遂行できるようにしていく。コスト的にもセキュリティ上も有利であり、早急に検討していく必要があると考えます。

○ そもそも、ICカードを電子証明書とすることは、それを読み込むためのICカードリーダーが必要となります。この購入取得が、大きな障害となっていることは明らかです。(ICカードリーダーとドライバの問題で電子申告を断念した方も大勢います。)やはり、急速な普及を果たした、ドイツの例を紹介いたします。ドイツでは電子認証には3種類あり、①ICカードを使う方法、②ネット上の画面で、ソフトウェア認証する方法、③USBメモリースティックにPINをいれて認証する方法です。ソフトウェア認証のほうは画面に従い質問に回答しながら個人情報を入れていき、最終的にオンラインで税務署の認証を受けるというシステムです。USBメモリースティックの方式は最新の方法でPCにUSBメモリを差込、PINで本人確認する方法で、これから普及させるということです。これら手法であれば、リーダーが不要で、安全性の確保もできます。リーダーは、その購入の問題だけでなく、購入後の使い方、特定のソフトウェアとドライバの相性問題などがあり、PCの操作に不慣れな者にとっては、初期設定段階における最大のハードルになっています。セキュリティとユーザビリティは相反するものでありますが、国家の目標に向かって数値を上げていくことを重視する段階では、まず、ユーザビリティを優先させるべきです。ICカードリーダーそのものが不要のシステムを構築すべきです。

○ 全ての申告・納税手続きを受信できるようにし、例外を作らないようにしていただきたい。特に現場で残念だったのは、確定申告時に行う贈与税の申告です。今回、贈与税の電子申告ができなかったことは業務的に大きなマイナスでした。納税についてはできましたが、贈与税こそは電子申告に適しているはずですが、また、e-Taxによる源泉所得税の納付書は告知分しか対応していません。たまたま、不注意で源泉所得税の「決定」をいただいたので、e-Taxで電子納税をしようとしたところ「告知分」しかありませんでした。「決定」分ではありましたが、告知分で送信をしました。細かい点まで含めて、網羅性のある受信体制を確立していただきたいと願います。

○ 平成16年当初から感じていることがあります。平成16年当初のe-Taxのソフトウェアにいくつかのバグ（減価償却をすると残存価格0まで償却してしまったこと、定率減税が上限なしで控除されたことなど）があったことや、現実に少し複雑な処理になると、とてもe-Taxソフトでは処理しきれないという件でも感じたことでありますが、今回も同じような思いをしました。庁の幹部の方々に直接ソフトの問題点についてご質問したところ、「民を圧迫しないために、あえて粗忽なソフトを作成している。」という高邁な政策的意見をうかがったこともあります。大きな国家予算をかけている以上、これは通用しないお話かと思えます。平成19年3月7日の夕方頃、常にサーバーがビジュー状態になり、サーバーが止まるのではないかという不安をいただいた時期がありました。3月12日の深夜の一時停止でこの問題は解決されたようですが、現場ではかなり大騒ぎになりました。緊急用に紙でも準備しつつ電子申告をするという人もいました。3月15日に近づくにしたがって、送信が集中することは当初より予想されているのにもかかわらず、受信サーバーがビジュー状態になるということは、通常では考えられないことだといえます。最初からあまり送信をしないという前提でシステムを開発していたのか、あるいは、当初からパンクしそうになったら容量を大きくするつもりであったのか、いずれにしても担当IT業者の策に翻弄されているかのように思われます。通常の仕様やコストに厳しい民間企業であれば、訴訟問題になりかねません。ITコーディネータ仲間での話ですが、チェック機能が働かない相手に対して、「業者としては最初から完璧なシステムを納入するよりも、あちこちに穴を開けておいた方が、それが見つかるたびに美味しい仕事を貰い続けることができる。」という大手ベンダーの役職者の本音を聞いたことがあります。電子申告制度（電子政府構想）を確実に実現するためには、しっかりしたCIOを頼んで、送信者に不安を抱かせないシステム作りをしていくべきではないでしょうか。

○ 受信側（税務署内）処理業務等の問題点

実際に税務調査の現場や、署職員の方々との接触場面で、何人かの税理士が耳にした話があります。どの省庁でも同じ状態だとは思われますが。電子申告といっても、税務署内では今のところ結局紙に打ち出しているのが合理化のメリットは無いとか、紙と電子が混在するのでかえって煩雑だとか、別送書類との突合作業が大変だとか、公式には言えない本音があるという現実です。僭越なお話ですが、電子政府構想の重要性を公務員の方々から理解し、率先垂範していただく必要があるものと思います。現場担当の方々の大変さもわかりますが、署幹部の方々の熱き思いとの温度差を相変わらず感じています。この点についても、平成19年度より、公務員も5000円控除ができることで、自ら電子申告をしていただき馴染んでくることで解決される可能性もあります。税理士や納税者に電子申告の推進をお願いする立場の公務員全員の確定申告を期待いたします。たまたま、現在、税理士会支部支部長として税理士会員になる方々の登録調査をしています。新しく登録する方々の面談をしていくのですが、その中には数日前まで課税庁側の役職であった方々も多くいらっしゃいます。課税庁側の（たとえば税務署長）役職でいらっしゃるときは、各税

理士を戸別訪問するほどに「電子申告をお願いします。」とおっしゃっておきながら、退官して数日後、税理士側になったとたんに、「電子申告は見合わせる」発言をされる方もいらっしゃいました。課税庁内の電子政府に対する啓蒙をもっとしっかりやるべきです。国策の意味をOB全員が実践で対応していくようにならないと、いつまでたっても税理士が電子申告普及の障壁になってしまいます。私ども税理士会はそれに対して無策ではなく、名古屋税理士会ではユーザ会という団体を通じて「初心者のための電源から入れるパソコン教室」まで開催しています。もちろん、電子申告の研修会も数多く開催しています。しかし残念なことに、大きな会場で「電子申告」を講演しだすと、数十人のOBと思われる方々が研修会場の席を立ち会場をあとにされる経験を何度もしています。まずは、公務員側の意識改革が急務です。

○ 私ども税理士に限らず、士業団体が運営する電子認証局については、「会員名簿」に基づき会員に対してその資格にかかる電子証明書を発行できるようにしていただきたい。士業団体では、各士業法に基づき、名簿に登録された者に対して、紙での資格証明書を発行しています。そのためには既に厳しい審査を通過しています。（支部の支部長になってからは、登録調査の厳密さを体験している）にもかかわらず、特定認証局であるゆえに改めて厳格な審査をしてICカードの発行をしています。このために、電子認証に馴染まない高齢な税理士と認証局側において軋轢が生じました。認証局不用論まで根強くあります。たしかに、登録時申請で同様の手続きをしているにもかかわらず、認証局の手続き段階で審査拒否の問題が起きてしまう等はお互いに無駄な行為になってしまいます。そこで、士業団体が運営する電子認証局に対しては、現行の特定認証業務ではなく、士業団体の実態に即した新たな認定基準を創設していただきたい。そして、新基準においては、士業団体に備える「会員名簿」に基づき、電子証明書を発行可能と認めていただきたい。この度、税理士の代理送信により一気に1年だけとはいえ、国家目標をクリアしたという事実を考えれば、行政手続の代理代行のプロフェッショナルである士業資格者が、当然のごとくスムーズに電子申請を選択するような環境を整えることは、電子政府の実現に直結するものです。さらに、将来的には、国が認証局を構築し、代理行為の認められる始業団体への電子証明書の発行業務をするべきではないでしょうか。国家資格である以上、その国家資格を電子の世界で認証するのは、やはり行政の問題だと思います。国家資格認証局という外郭団体で運営するのもいいかと思います。資格区分は枝番変更だけで容易にできるはずで

○ 電子申告を受け入れる社会環境の整備について

平成16年の当初に比較すれば、社会環境も変化し改善されてきてはいますが、いまだに、地方公共団体や金融機関での窓口では、收受印のある申告書控の提示を求められる局面があります。PRの先として、まずは、電子申請に使用後の書類を受け入れる側に、電子政府に対する積極的な協力体制をつくっていただくよう指導していただきたい。

平成19年度確定申告より「電子証明書制度」が導入され、今後はこれをもって従来の受

付印の役割をしていくということです。もちろん大きな改善でありがたい話ではありますが、そもそも、諸関係機関の受付側が電子申告による書類の認識をしていないことが問題です。先日も、UFJと口論がありました。民間ソフトウェア会社（TKC）が親切に電子申告証明書を発行するシステムを開発してくださり、それを添付していたにもかかわらず、「電子申告システム自体が信用できない」ということで、他に問題のない関与先の融資が遅れた事例があります。担当者の能力・意識の問題なのかもしれませんが、窓口担当者にいたるまで、電子政府構想を浸透させていただかない限り、現場の混乱は今後も発生するものと予測されます。また、資本金があり、人材の豊富な大企業が電子政府構想に真っ先に協力していくべきであり、資金的にも厳しく、IT人材が全くいない中堅中小企業にさきに申告・申請業務を推奨していくことは無理があると思われます。大企業へも個別に依頼され、あるいはマイクロソフト等の研修会を開いて大企業への啓蒙はしていらっしゃることは聞き及んでおります。まず、大企業が当たり前のように電子申告等をこなしていき、社会の情勢として当たり前のように中小企業が追随していく形にしていかなければ、中小企業への負担は何かと大きくなるのではないのでしょうか。

○ 電子納税について、積極的に推進しようとしてされているが、根本的な問題点があります。現在、大規模法人若しくは、税理士会の支部集会等で毎回のように源泉所得税の納付を電子納税するよう勧奨が行われています。平成19年度申告より、紙の場合に納付書を銀行に持ち込めばいいのと同様に、源泉所得税の徴収高計算書においても、また、初期登録時点においても電子署名を付さなくても納付できるように改善されます。この点については大きく期待できるところであります。しかしながら、根本的に電子納税が進まない理由があります。源泉所得税の納付書の作成・送信は申請であり申告ではなく、実際に納税があつて初めて完了する仕組みであります。そのため、源泉所得税の申請即電子納税をするためには資金的な事前準備をしておく必要が生じてしまいます。これは企業の支払事務（10日払い・月末払い等）を考慮していないものであります。よほど潤沢な運転資金がない限り、申告即納税はできないものです。法人税、消費税等の納税も同様です。マルチペイメントネットワークシステム（以下「MPN」）の問題もあります。税務署の指導は、ネットバンクを利用している企業は即、電子納税可能という言い方をされますが、ネットバンクの利用と納税までの間にはMPNの問題があります。MPNは現金同等の即日決済システムであり、資金繰りを優先している一般納税者の都合は考慮されないシステムであります。申告即納税は自転車操業の中小企業にとっては過酷過ぎます。したがって、MPNシステムにおいて、納税に関しては支払者が予め納付日を予約出来るシステムに変更していただければ、かなり多くの納税者が利用するものと考えられます。また、所得税・消費税の場合は、振替納税があります。申告日より1ヶ月後に口座から自動落ちするシステムで、従来はこれを推奨していました。しかし、電子納税をするのであれば、申告書の提出即納税となりますので、当然、通常は振替納税を選択します。したがって、MPNでシステム的に納付期限を相当程度延長（できれば振替納税と同様に）できるようにするこ

とで、納税者が積極的に活用することが予想されます。

○ 模擬サーバー若しくは、練習ID・PWをつくるべきです。平成16年2月の電子申告制度導入以前から、懇願していることではありますが、送信練習する体験ができないという問題があります。申告書等の作成手順については、カーソルをその通りに動かせばできるデモソフトを作成していただいている、ありがたいのですが、一番電子申告において疑心暗鬼になりかねない、送受信については練習ができません。したがって、税理士・納税者がテスト送信可能な環境を設けていただきたいです。研修もやりやすくなります。例えば、「国税太郎」という名前で、利用者識別番号の何番から何番までを自由に使えるようにしていただければ、研修会等で練習に使うことが可能となります。16年当初、各地の講演で実施に送信することを求められ、自分の申告を講演の度に何度も送信しました。その度に、所轄署の担当者からお叱りをいただいた記憶があります。ここでも、先進国ドイツの事例を紹介します。ミュンヘン第一税務署を訪問した際に、電子申告の専門官から、その場で実際にインターネットにつなぎ、プロジェクターで電子申告の手続き画面の説明をしていただきました。スクリーンに映された画面は、職員練習用のテスト版で、一般には公開されていないものとのことでした。しかし、少なくとも署内職員が納税者を指導するに当たり、送信の体感を学んでいる必要がある以上、税務署の職員は送信体験ができるように、練習用のID・PWを配布されているとのことでした。擬似サーバーまでは用意していないとのことでしたが、送信体感が必要であることについては間違いありません。

○ 平成19年度の電子申告控除創設は、公的個人認証による電子署名等を取得することを前提としていますが、納税者が公的個人認証を取得すること自体に問題が多くあり、折角のインセンティブが生きてこない可能性があります。住基カードが10年の期限で、公的個人認証が3年ということは、3. 3. 3. 1のタイミングでICカードの更新時期が来ることとなります。その度に電子証明書の更新が必要ということで、納税者に大きな負担かけます。おそらく、5000円控除は1回限りですから、少なくともインセンティブ目的の方々には1度電子による申告をすと思われそうですが、その後の更新にコストがかかるのであれば、やはり紙に戻すことが想定されます。電子証明書の更新をかけたら、国税庁サーバーの中のe-Taxの方もやはり更新手続きをしていかないといけないことになっています。さらに、昨年までの手続きの中で、何がネックだったかということ、公的個人認証の取得が上げられます。代理送信により、110万件もの申告になったのであって、昨年と同様の制度であれば、昨年とあまり変わらない利用率になっていたと思います。中小零細業者には市役所へ行く時間、発行されるのを待つ時間が惜しいのです。私どもはダメというのを聞かず奥様を行かせて窓口で大喧嘩してきて結局取っていただけなかった事例もあります。金額より時間、手間隙の問題を納税者の視点で改善しない限り公的個人認証の普及は難しいと言えます。公務員の方々は、年末調整で終わるため、電子申告の指導をしている方々でさえ、電子証明書の取得をされていない場合もあります。その手間隙がわからないという話もよく聞きます。私は、「公務員全員電子申告すべし！」と各機会に主張

していますが、「電子社会・電子行政戦略会議」でもパネラーとして発言させていただきました。公務員が電子証明書の取得すらしないで、利用率向上を国民に求めるのは問題だと思います。そもそも、実印であれば、改印しない限り無期限有効です。オンライン3法で「紙と電子」は同様と位置づけにしたのであれば、なぜ、紙申請のときに添付しない実印や印鑑証明書をつけるのでしょうか。また、実印と同じ扱いであれば、なぜ電子証明書は3年ごとに更新しなければならないのでしょうか？実印は住所変更しない限り変更しません。それが電子署名というものなのですが、一般納税者にそれを納得させることは困難性が生じます。もちろんセキュリティ等々の理屈が出てくるのですが、要するにIT企業の商魂に踊らされて税金の無駄遣いをさせられているだけのような気がしてなりません。

○ 電子政府実現のためには、住基カードと公的個人認証の問題を、柔軟に考えて対処していかない限り、最大の障壁になります。公的個人認証を使わないで法人が申告するのであれば、「商業登記の証明書」が有効です。相対的にコスト高なので、関与先には進めませんでした。リーダライタがいらず、代理取得可能な商業登記の証明書は大変メリットがあります。金額が下がればなおありがたいし、むしろ、無料にさせていただきたいところです。商業登記の証明書だけでなく、公的個人認証等の電子証明書は無料配布すべきです。おそらく、既にレガシーシステムといわれるようになってしまった古いシステムにいままでかけてきたお金よりも、国民全員に電子証明書の無料配布したほうが安かったのではないのでしょうか。今後も、ハード的な新しさを求めるよりは、電子証明書の無料発行に予算を投じたほうが、利用率向上には近道であるものと考えます。さらに、納税者に電子証明書を取得してもらうためには、電子証明書とキラーコンテンツとの合体の必要性があります。ICカードのキャパはかなりあります。公的個人認証程度の情報を入れておくには容量があまりすぎる。50Mプールに塩を一つまみいれて、海と同じだ！と力説しているようさえに感じています。市民カードを発行している市町村があります。更新と同時に、住民票と印鑑証明が簡便に取得できる”市民カード”を無料で別に交付しているようです。これなども住基カードに格納したり、公的個人電子証明書にて文書への電子署名・検証ができるようにすべきだと思います。さらに、運転免許証・保険証・銀行の通帳、パスポートなどなど、全部入れて財布のなかにカードは1枚ですべてたりるようにすれば、ほとんどの納税者は取得する気になるでしょう。生活していくうえでイヤでも使うことになるわけで、そうしない限り、ワザワザお金と時間をかけて意味もなく取る人はほとんどいないと思います。これらの問題を解決するためには、IT戦略本部の主導で、各省庁の壁を取っ払って、ICカード一枚に国家の思いを全て入れるくらいの意気込みを示していただきたい。タイムリーな話題として「年金や医療保険、介護保険の個人情報を一元的に管理する「社会保障番号」を11～12年度をめどに導入し、ICチップ入りの「国民サービスカード」(仮称)を国民に1人1枚ずつ配布する方向で本格的な検討を始めた。住民基本台帳ネットワーク(住基ネット)と連携させることで今後は年金記録の入力ミスはなくなるとしており、国民は年金記録や健康診断結果などをパソコンでいつでも見られるようになる。」とい

う記事を見ました。社会保険庁の問題からこのような考えを発表されたのですが、2011～12年度をメドといわず、2010年50%の電子申告目標のためには、明日からでも早急に検討していただきたいところです。

○ ソフト開発業者(ベンダー)の実力差が歴然としている。電子申告業務において、e-TAXソフトが業務に使えないほどのソフトウェアであることについては、国税局担当官も講演でお話されているほどのものであり、ここでは論外とします。税理士は日常業務においてどこかの民間ソフトウェア業者(ベンダー)と提携し、電子申告業務を行います。昨年は、私どもの税理士会支部において100名以上の関係者を集め電子申告研修会を開催しました。この時、各ベンダーにも7社参加いただき、プレゼンテーションをしていただきました。ベンダー各社の電子申告に対する対応の差が大変よく理解できました。冒頭の説明文にも書きましたが、全体の電子申告の90%が税理士関与であり、そのうちの70%強が、TKCシステム経由であるという事実があります。TKCの場合はその業務処理は簡単で、通常の会計処理からシームレスにボタンを押していくだけで電子申告が可能です。しかしながら、他のシステム(いろいろ試してみた)では、画面上で複雑な操作を要するものもあります。このあたりの格差についても、行政から指導して、各ベンダー傘下の税理士が平等に電子申告に取り組めるような環境作りになるように、ベンダーを集めて行政指導をしていただきたいと思います。

誠に僭越なことばかり、列挙いたしました。 「電子政府構想を一日もはやく実現させることこそが、日本の将来のためである。」と真剣に信じて、日々行動している者の意見であります。関係者各位の弛まないご努力を承知の上で、現場の声を申し上げました。何卒ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

内閣官房情報通信技術（I.T）担当室 御中

自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）に関する意見書

国交省所管の自動車保有関係手続のアプレットを用いたワンストップサービス（OSS）は、平成17年12月に4府県で開始され、現在、10府県に拡大されましたが、平成19年10月現在の申請率は僅か0.58%の状態にあります。

この主要な原因は、住基カードの普及率が16万枚と低調なため、電子申請に必要な公的個人認証が使用できないからと言われており、2010年までに電子申請率が50%を超えない手続については、中止を含めて見直すとの政府決定がなされています。

このような状況を受け、国交省等が代替案として、（3年後の申請率50%達成）考案したのが、19.11.26に開始された通称ハイブリッドOSSといわれる、紙の印鑑証明書と委任状の目視による本人確認（認証）を併用した電子申請です。

しかし、この似て非なる二つのOSSシステムには、個々の自動車ユーザーとその正当な代理人たる資格者（行政書士制度）を無視した、以下に述べるような欠陥が存在しています。

*両方式とも同じOSSのインターフェイスから入りますが、その内部のプログラム構成はかなり異なっていますので、理解を助けるために、本書では従来からの方式を「アプレットOSS」新たに追加された方式を「ハイブリッドOSS」と呼称します。なお、末尾には相違点と問題点が明確になるように図表を添付しています。

<問題の所在 その1>

ユーザーの代理人である行政書士が、正当な資格者として全く関与できない電子申請（アプレットOSS）システムであること。

最大の問題点は、国民（ユーザー）の代理人である行政書士の電子証明書が、アプレットを用いたOSS（17.12.26開始）では使用できないというシステム上に重大な欠陥があることです。

その他の国交省の電子申請手続（特殊車輛通行許可、宅建業許可等）では、行政書士の電子証明書がその開始当初から、PCの環境設定だけで使用可能ですが、自動車登録の手続きに関しては、国民側の代理人としてこのアプレットOSSに全く関与できない状態が、既に2年間もの間続いています。

法によって定められている正当な資格者が、国民の代理人として電子申請における法律行為に関与できないというシステムの構築と運用は、法治国家としての根本に係る問題点であることは論を待ちません。

この代理人としての行政書士の電子証明書が使用できないことに関し、昨年9月に質問書を提出しましたが、国交省の回答では「自動車登録は所有権の公証を行うものであり、厳格な権利関係の審査が必要であるため、現時点では、公的個人認証及び法人登記電子認証としている。」と回答したにも拘らず、昨年11月26日に開始さ

れたハイブリッドOSSでは、運輸支局の自動車登録官によって、紙（印鑑証明書＋委任状）の目視による本人認証を認容するという簡便な方式を採用しています。

- * 国交省における問題点は、プログラムの開発段階で行政書士の電子証明書を使用可能とすべく定義しなかった点であり、後日になってNTTデータに使用の可否に関する実証実験（18.4月）をさせています。運用開始後に実験をしても、定義されていない資格の認証は当然不可とされるのは自明の理です。行政書士の電子証明書は16年2月から使用可能とされており、この時点でさえOSSの運用開始までは22ヶ月もの改修・改良の猶予期間があったわけです。
- * 国交省は利用者（行政書士・自販連）からの要望を取り入れて紙による認証方式（ハイブリッドOSS）も採用することとしたと述べていますが、そもそも、行政書士をこのOSSに関して全く利用することが出来ない状態にしながら、利用者で規定すること自体が間違いです。
- * このハイブリッド方式では、OSS申請の段階で紙（印鑑証明書＋委任状）＋データのCD-RWを運輸支局に提出し目視照合・確認を受け、OSSの完了後にも車検証やナンバーの受取と、代理人が最低二回は運輸支局に向かなければ処理が完了しないという煩雑な手続きとなっています。

タブレットOSSは、国交省HP上にインターフェイスを置き、厳格に公的個人認証方式で運用しながら、そのOSS内の別プログラム（ハイブリッドOSS）から、代理人を限定した紙ベース併用での申請を可能とする二重方式の採用は、申請人とその代理人を徒に混乱させる元凶であり、その結果として、タブレットを用いたOSS（17.12.26開始）は、表面上ではそこ（国交省HPのワンストップサービス画面）にインターフェイスがあるが、実際の利用形態は別プログラム（大量一括申請用プログラム＝ハイブリッドOSS）による申請となってしまう、タブレットOSSそのものは利用価値がなくなり消滅する運命となっています。

- * 現状でも申請率が0.58%（19.10月現在）であり、しかも、その多くがディーラーの自社名義車輦であるという状況にあり、本来の意味でのユーザー申請率は、この何分の一にしか過ぎないというのが実情です。
- * 国交省の巧妙さは、タブレットOSSの崩壊を悟られないようインターフェイスはそのまま残し、実際は別プログラムであるハイブリッドOSSを一気に稼働させて、何とか申請率50%を達成しようとするところにあります。

<問題の所在 その2>

国交省は、電子申請（ハイブリッドOSS）におけるプログラム開発費用を、利用する側（ユーザーとその代理人である行政書士）の負担としていること。

本年11月開始の専用ハイブリッドOSS（紙による目視認証方式＋大量一括申請）は、今のところ、自販連と行政書士だけが利用可能なシステムとされていますが、これを主導している国交省は、非常に重大な問題点を内包したままで見切り発車をしています。

これに関して国交省は、大量・一括申請を利用する者に利便を図ったシステムだから、その部分（プログラム開発とその費用）は利用する側が自由に仕組みを構築

してください。・・・と巧妙に説明していますが、このシステムの最大の問題点は、国交省は送信プログラムを提供するだけで、残余のシステム構築（申請情報の収集とデータ化プログラム＋電子署名の読み込み付加プログラム）費用（数千万円以上必要とも言われている。）は利用者側の負担とされていることです。

不思議なことに、国交省は「行政書士も利用可能です。」と盛んに謳っていますが、「電子申請体験フェアのパンフ」「行政書士向けの説明会」でも、このOSSを利用するためのプログラム開発費用を負担する側と負担金額には全く触れようとはしていません。これを導入しようとするれば、国民とその代理人行政書士の負担額は莫大な金額になると言われており、事実上このハイブリッドOSSから行政書士は排除されてしまっています。

しかしながら、日本は法治国家です。このOSS手続を報酬を得て行える正当な代理人資格者は行政書士だけです（自販連は19条但書適用）から、これは国交省の費用負担によるOSSのシステム改良で対応しなければならないのが大原則です。国民利便の増進・負担軽減と称して、申請者PCの環境設定だけで申請可能な現行のアプレットOSSシステムを構築したのは国交省であり、そのインターフェイスを含めたシステム全ての改修・改良は国交省の責任だからです。本年11月に開始されたハイブリッドOSSは、国民（申請者）とその代理人（行政書士）に莫大なシステム費用を負担させた上で、初めてその使用を可能とするという方式の導入であり、錯綜した論理のすり替えに他なりません。

<問題の所在 その3>

ハイブリッドOSSは、ユーザー利便の増進と負担軽減に資する電子申請システムなのか甚だ疑問であること。

アプレットを用いたOSSにおいては、自動車販売店の代行手数料が従来比で約7,000円程度引き下げられましたので、ユーザー利便の増進と負担軽減に資する電子申請システムであると言える部分がありました。

一方、ハイブリッドOSSでは、その開発費用の按分負担（NEC製 Cert Worker等の導入費用）と手続き上からも運輸支局に2回出向く必要があること等から、再び、自動車登録手続の代行費用の負担増として、ユーザーに跳ね返ることがあるかもしれません。

行政書士の場合は、比較的安価にOSS手続が可能のはずなのですが、先の問題点でも指摘したように、事実上、この両方式のOSSに全く関与できない状況を、国交省によって恣意的に作り出されていると感じざるを得ません。

国民利便・負担軽減のためのOSSというこのシステムの本質からして見ると、国交省の施策はここへ来てはじめて50%有りきで、国民の視点からは随分とかけ離れてしまっています。

<要望事項 その1>

現行OSSの申請手続システムにおいて、申請者側はアプレット方式又はハイブリッド方式の選択性とし、その代理人資格として行政書士の電子証明書が、PCの環

境設定だけで両方式において本年度中に使用可能となるよう、国交省の費用負担によってプログラムの改良をすべきであることを強く求めます。

これは、国策に基づいて行った国交省におけるシステム構築上の問題であり、申請者とその代理人に対して提供する義務のある「プログラムと電子署名」の問題です。

予算問題や大口申請者とその代理人（行政書士と自販連）に利便を図ることと引換えに、プログラム開発費用の負担を求める根拠は何処にもないはずで

す。これらが解決されることによって、現在、自動車登録手続の分野を担っている行政書士が、個々ユーザーの代理人として一定の役目が果たせ、電子申請の申請率の向上にも寄与することが出来ることとなります。

<要望事項 その2>

新たなハイブリッドOSS方式では、事前に運輸支局へ申請者の印鑑証明と委任状を提出することとなっていますが、これに「自動車保管場所証明書」の提出を加えることをOSS関係省に提案します。

印鑑証明と委任状に「自動車保管場所証明書」の提出を1枚加えることは、運輸支局においての確認作業（認証）の負担となることは考えられず、同時に警察署における保管場所標章の交付事務も完了できるので、OSSによって従来以上に軽減している事務の負担軽減にも繋がります。

また、車庫証明申請（通知申請）についての補正等による申請の遅滞、それに伴う登録日の不確定要素の発生、地図の添付における著作権法に抵触する疑義といった事態も無くなり、ユーザーの利便性の向上という観点からも合理的であるとおもわれるからです。

*OSSによって申請される車庫証明の通知申請では、所在図・使用権限疎明書面をスキャナーで読み取り警察署に送信しますが、所在図については「市販の住宅地図、インターネット上の地図」を利用することが現状での大勢です。著作権保護の観点からも、そのような著作権法上問題となる恐れのある地図を、警察署がOSS申請時の添付ファイルとして自動受理システムによって処理することは避けるべきです。

*使用権限疎明書面（使用承諾書）に関しても、スキャナー読み取り時での改竄（改竄した書面をコピーしてスキャナーで読み込むこと等を指します。）の恐れが無しとはいえません。特にガレージの契約書等を使用権限疎明書面として利用する場合は、契約書は民々間の書類であり、口座番号や金額などが明記されていることもあることから、警察署がOSS申請時の添付ファイルとして自動受理システムによって処理することは、同じく避けるべきです。

*OSS申請において、車庫証明添付書類をスキャナーで読み取り、添付ファイルとして送信し、それを警察署が自動受理することは、警察行政の「証明事務」であるという点から、原本の信頼性の推定責任・原本確認行為の不存在という観点からもなお更に慎重であるべきです。

現行のアプレッドを用いた OSS とハイブリッド OSS の相違点

	現行のアプレッド OSS	新たなハイブリッド OSS
開始日と OSS の 存 続 期 間	17.12.26 に開始され、今後も利用可能の予定ではある。	19.11.26 に開始された紙併用の新システムで、別プログラムで動作する。
OSS を利用できる 者 の 範 囲	公的個人認証・商業登記に基礎をおく法人認証の証明書所持者	行政書士と自販連の代理申請だけに限定されている。(原則は大量・一括申請者用)
代理人の範囲	公的個人認証・商業登記に基礎をおく法人認証の証明書所持者	行政書士と自販連だけに限定
行政書士電子証明書の利用可否	不可	可能
プログラム・インターフェイスの仕様等	プログラムは、国交省が提供している。	送信プログラムは国交省が提供。「データ集積」「電子署名」用のプログラム費用は利用する側が負担。
プログラム開発費用の見込額	利用者は PC の環境設定だけで使用開始できる。	その開発費用は、数千万円以上必要ともいわれている。
プログラムを開発した会社	NTT データー	NEC
プログラムへの対応状況	申請者向けに対応済。代理人向けには一部(行政書士向け)未対応	NEC が自販連向けに開発。自販連は既に対応済。行政書士は未対応
使用ソフト・機器	PC・スキャナー・IC カードリーダー・Acrobat・電子署名ソフト等	PC・スキャナー・IC カードリーダー・Acrobat・電子署名ソフト等
利用可能時間帯	24時間365日だが、利用率低迷のため、来年度から夜間中止の予定がある。	事前提出物は、運輸支局の開庁時間帯内に限って可能である。(現状は午前9時から午後4時まで)
事前に提出する必要がある物	なし	申請者の印鑑証明 申請者の委任状 申請データを集積した CD-RW
事前提出場所	なし	管轄運輸支局
申請後の受取が必要な証明物	車庫ステッカー(管轄警察署)・車検証・ナンバー(運輸支局)・封印等	車庫ステッカー(管轄警察署)・車検証・ナンバー(運輸支局)・封印等
国民の負担額	比較的安価に利用できる。	負担増の可能性はある。

登記オンラインの全面的見直しを

「利用者視点」の「登記情報公開政策」の見直しを

私は、登記の専門職能である司法書士として、登記オンライン開始当初（いや以前）から、「利用者の視点に欠け、情報公開をしないオンライン政策は、絶対に頓挫する」といいつづけてきました。そして、こちらの戦略本部にも何度となく各年の重点計画やIT新戦略にも提言をしてまいりました。しかし、一向に、利用者の視点は取り込まれないし、情報公開もされない。ITゼネコンの言いなりのままでした。

そして、あげくのはて、自民党登記オンラインPTで出てきた数字がこれです。<http://www.shimazaki-net.jp/new/jimin-online-PT/PT-moj-ok.pdf>

この数字を見た時、年金受給に苦しむひとたちは何を思うでしょうか？ 薬害肝炎に苦しむひとたちは、どう感じるでしょうか？

この方々にも納得していただける政策を、いままさに登記オンライン政策には問い直す時期なのではないでしょうか？ こんな無駄遣いをいつまでもつづけていたら、国家プロジェクトとして導入した登記オンライン政策は、大きな批判にさらされることでしょう。一日も早く、専門資格者や法務局等現場の声を反映しつつ、（セキュリティを抗弁にして、情報公開を避けるのではなく）洗いざらい見直さなければ、もはや登記オンラインはまさに「絵にかいた餅」に終わることでしょう。そして、国家戦略と位置付けた当時の政府から今日まで一切の政府の責任が問われることになるでしょう。

そうならないためにも、以下のとおり、意見を申し上げることとします。

1. 平成19年3月20日「オンライン利用促進行動計画（改定）（案）に関する意見」を再掲することになるが、まず総論を述べたいと思う。

なお、私は、すでにオンライン不動産登記申請をのべ11件申請しており(住所変更4件、所有権一部移転仮登記1件、抵当権設定仮登記2件、順位変更1件、抹消3件)、さらに、不動産に係る登記識別情報有効証明請求のオンライン申請を数件は行っている経験上、申し上げるものです。また、この経験資料の提供は、可能な限り協力できるものであることも申し添えます。今般も申請の機会があったのですが、住宅用家屋証明がオンライン対応されていないために、いままで申請の機会を逸してききましたことも申し添えます。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai19/keikaku.html> から、2006年(平成18年)3月31日CIO連絡会議事務局(内閣官房・総務省)の発表によれば、1月のIT新改革戦略を受けた「オンライン利用促進のための行動計画」に寄せられた意見の概要を見ると、次のようなものとなっています。

(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai19/l9siryou16_02.pdf)

※『「オンライン利用促進のための行動計画(案)」に関する意見の募集』に寄せられた主な御意見(概要)

- オンライン利用率の高い事例について分析し、その成果をより一層活用すること。
- 公的個人認証の普及が必要ではないか。
- 代理人(有資格者)による申請の場合は、添付書類の提出や申請者本人の電子署名の省略を目指す行動計画にあるが、是非とも早期に実現して欲しい。
- 添付書類のさらなる省略を進めて欲しい。
- 税の控除や手数料の値下げなどのインセンティブを導入して欲しい。
- オンライン申請の際には申請者側が既に保有しているデータを活用できるようにするなど、より使い勝手の良いシステムとして欲しい。
- システムの整備・運用に当たっては関係者の意見を十分に聴いて欲しい。
- オンライン利用に関する照会に的確に対応できるよう、職員の研修が更に必要ではないか。

どれも少しずつ着手をはじめているようにも思えるが、どれも中途半端で、重大なポイントにドラスティックに改革を実行していない。たとえば、税の控除や手数料の値下げは少しずつ始まっているが微々たるものであり、添付書類の省略や本人の電子署名の省略などは、いまだ不十分です。

また、以下にも触れるとおおり、官民一体となって進めるべき国家政策である電子政府構想にもかかわらず、官自らが主体となって進めることのできる嘱託登記の進捗状況がまったく公開されないため、問題点が浮き彫りになっていない。そのため、オンライン利用の照会に的確に対応できていないのです。

2. 再掲「登記オンライン申請率向上のための3つの対策とその提案理由」

・対策その1

不動産登記申請における「登記識別情報」制度は、「登議研」報告書やオンラインPTの結果を受け、ただちに廃止すること。

(理由) なぜなら、もともと「登記識別情報」制度は、オンライン申請を利用促進するために創設された制度であるが、現状、いろいろなプロジェクトチームなどの策を講じて、利用数が伸びていかない一番の原因がこの「登記識別情報」制度であるという結果がでて、これを廃止すべきは必定だからです。(横須賀平塚のいわゆる半ライン特区の実証実験結果による。法務省オンラインPT参照のこと。)

そして、まず国民感情に応え、全国一律の登記制度に戻すべく、書面申請においては、登記済証類似の制度を復活させる。たとえば、「登記完了通知書」として、オンライン庁では登記完了証を改良して、国民感情に答えることが、登記申請の安心材料となり、逆にオンライン申請普及率向上の効果をあげるものと考えます。

現在「オンライン指定」が全国5,000庁の登記所で行われ、あと1年以内にで全庁が指定されますが、実態は、「オンライン申請のできないオンライン指定庁」が増えつつあります。それだけならまだしも、不動産登記の場合、オンライン指定をうけると、今般の新不動産登記法の施行により「登記済証」制度が廃止になってしまうため、書面申請でも、「登記識別情報」なるものが通知されることとなります。

誰がこんなものを発行してくれと頼んだのか知らないが、今さらID/PW方式がいかに危険かは、銀行のATMでの掠め取り事件や、クレジットカード犯罪でも分かっていることなのに、この方式をとってしまった。

しかし、この「登記識別情報」は、あくまでオンライン申請のための符号です。書面申請では登記済証制度のままでも何ら不都合はなかった。その論理的な説明が全くなされていないため、国民には、書面申請では登記済証の復活待望論が根強い。また、登記行政そのものに不具合を来たし(全国一律の取り扱いでないことが判明)、オンライン申請普及どころか国家基盤の登記制度そのものが崩壊しかねない。

登記は、国民に理解されて、分かりやすいものでなければ、利用しなくなります。それは、国家の税収入の基本である登録免許税に大きく影響します。また、全国一律の取り扱いでなければ、オンライン申請による全国一括の申請窓口になりえない。調査そのもの、校合そのものは、各登記所ごとでまちまちでいいのであれば、なにも登記所を統廃合していく必要はないし、資格試験も地方ごとでいいこととなります(地方分権の時代だから、仕方ないと揶揄されてもいいということなのだろうか?)。

したがって、まず不動産登記法第1条の目的に照らし、「国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資する」ように、この立法趣旨に反する登記識別情報制度は廃止すべきなのです。そして、こんなものがなくても国民に不

利益のないように「登記原因証明情報必須添付」の制度にしたことを周知すべきなのです（銀行がまったくわかっていない！）。すなわち、登記識別情報などなくても不都合のない手当をどんどん充実させていくことが肝要です。

・対策その2

国および地方公共団体の登記嘱託件数を、早急に進めるとともに、下記オンライン通達（別送方式）を改訂して、FD 指定庁を増加させ、添付書類の省略化、さらに電子署名の構造の簡略化を図るべきこと。

（理由）まず、この点は自民党・登記オンラインPT（事務局長・河野太郎議員）の経過を踏まえ、現在、不動産登記政省令の改正により一定の特例が認められつつあることは、素直に評価したい。しかし、さらにいえば、先にも述べたとおり、別送方式ではなく、添付書類の完全省略やFD 取り扱いを容認すべきなのです。また、司法書士ら資格者代理人による単独電子署名構造に転換すべきなのです。

このことは、官自らが「嘱託登記」をして実例をつくらないかぎり、いいプログラムが開発できるはずがないわけで、さらに推進していくべきです。登記オンライン開始から3年たったいまも、いまだに司法書士らの資格者によるシステムバグの発見やオンラインシステムパニックにより、「再発防止」のお詫びがつついているようでは、システム開発担当能力と責任の所在が問われても仕方がない。

・対策その3

商業登記においても司法書士という資格者署名によるオンライン申請を普及させること。それが、電子政府実現の早道である。

（理由）商業登記における「資格者」については、いままでどおり、「司法書士」のみに限るべきで、商業登記に精通していない一般人や行政書士・税理士による職域開放対策はとるべきではない。

なぜなら、規制緩和、民間開放、資格開放が必ずしも国民生活にいい影響を及ぼすものではなく、逆に、国民にしわ寄せがくることが多いからです。そして商業登記に精通した資格試験をへた司法書士のみが商業登記のオンライン申請をすることにより、完全オンライン化への道が早まるのです。

すなわち、添付書類の省略を図るには、資格者を限定して、保管義務を課さなければ、添付書類の検索照合システムが混乱し、商業登記制度が混乱します。なお、大企業においては本人申請の道を閉ざすことになるという反対の向きもあるが、資格者署名を経て申請することによって、より商業登記の真正担保機能が高まるのであるから、国民に不利益な改革ではないと考えます。

3. 本当に、2010年までに電子政府を実現していく気概がないのであれば、
いますぐに改革をやめるべきです！

この2010年までの約3年後に、万一、当初の計画どおり、50%にもほど遠く、5%そこそこという費用対効果において、悲惨な結果に終わったときには、すぐさま、元に引き返すくらいのダイナミックな転進（実態は敗北）計画を用意すべきです。それが10年後20年後の未来の子どもたちへの、われわれ世代の責任ある行動であると考えます。

やみくもに構造改革をすすめ、中途半端で、ぐちゃぐちゃな制度を残すくらいなら、きれいさっぱり元に戻して、未来の若い彼らの手で改革をすすめてもらうべきです。

いままでの改革は、だれもやりっぱなしで責任をとらなかつた。すべて国民にしわ寄せが来て、国民はいつも高いツケを払わされてきた。バブル経済しかり、銀行への公的資金導入しかり。（イーホームズやERIによるずさんなチェックによるツケが被害者ばかりか、周辺住民にもおよび、さらに一般国民が負担を強いられようとしています。中途半端に終わるくらいなら、ここでやめるのも気概のひとつです。無駄な税金を、ITゼネコンに垂れ流しするな！と言われたいためにも。

規制改革・民間開放推進会議（議長は、あの村上ファンドや福井日銀総裁インサイダー疑惑問題に関与する宮内義彦オリックス会長）における「資格の開放」問題も、この種の危険をはらむ規制緩和であることは明白だ。

（http://www.kisei-kaikaku.go.jp/publication/2005/1221/item051221_02.pdf）。真に、国民の望む改革をこそ、行うべきです。

（<http://www8.cao.go.jp/survey/tokubetu/h17/h17-kisei.pdf>）。

そして、きちんと将来を見据えて、目標が達成できなかったときの責任論も必ず用意すべきです。

4. なお、さきの不動産登記法規則改正案についても意見を述べたとおり、乙号（証明事務）オンライン手数料等が、平成19年4月から引き下げになったが、この点に関し、乙号オンライン申請の数を増加させる方法として、次のとおり提案してきた。その後、法務省寺田前民事局長（現東京高裁判事）の決裁もおりていると直接間接に聞いているが、いまだに実行されないのはなぜか？理由を聞きたい。

すなわち、<http://nnn2005.com/tjs.aspx> から引用するが、
「現在、オンラインで登記事項証明の請求をした場合、により、送付先住所の記載が必要であり、郵送で交付されます。早ければ翌日に入手することもできますが、翌々日になることもあります。4月から手数料

料を減額すると発表されましたが、オンラインで交付請求して、受領できるのが数日後になるのであれば、現実には利用できません。オンラインでの交付請求書の送付先住所欄に、窓口での受領を希望する旨記載することができれば、オンラインで登記事項証明書の交付申請件数が増加し、郵送料も不要になります。よって、法務局窓口で受領できるよう要望します。」

この4月から再三にわたり適正な運用を願っているが、このまま放置していると、行政効率を悪化させる不作為責任を問われても仕方がないというものです。

ついでながら、繰り返しになるが、「申請率向上のための10の対策とその提案理由」として、平成18年6月30日「重点計画-2006(案)に関する意見」において提出済みであるが、実際に改善されている部分もあるが、いまだに不明の点が多々あることを申し添えます。

5. 最後に。オンライン政策において、利便性の向上を掲げるなら、まず利用者の声を聞くべきではないでしょうか？利用率の向上を図るなら、利用者を使い勝手のいいものにしていくべきではないでしょうか？

一方で、登記に関していえば、その真実性を担保しなければいけないといいますが、それはどんなときにもそうなのであって、そんなお題目を付け焼刃で唱えるから、推進にブレーキがかかるのです。そんなことはオンライン政策を掲げる前からわかっていることで、そうならないために、そのための専門資格者がいるのです。このことがまったくわかっていない。そこが問題なのです。

登記の真実性を担保しつつ、登記の利便性の向上を図ろうとしたら、そこには専門資格者がオンラインの入口と出口をしっかりと押さえたうえで、その専門資格者を大いに活用していかなければ、もうにっちもさっちもいかないことは明白なのです。このことは、すでにe-taxで実証済みではないですか？なぜ、こんな簡単な実例があるのにわからないのでしょうか？本当に不思議です。

このまま、各省とも用意した電子申請手続きの利用率の低迷がつづく、年金制度しかり薬害肝炎問題しかり、税金の無駄遣いを指摘され、国家プロジェクトの意義が問われかねないことになります。

そして、きちんと将来を見据えて、目標が達成できなかったときの責任論も必ず用意すべきであることも申し添えておきます。今回の不動産登記政令改正案意見にも、「促進のため」の目的があるのだから、その効果の判断基準とか、数値目標とか、その達成不達成の責任の所在について指摘させていただきました。<http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/COLUMN/20070423/269106/>

このようにお粗末な意見ではありますが、ぜひご査収の上、電子申請制度の抜

本格的改革のため今後ともご尽力いただくことをお願いする次第です。とくに法務官僚（本籍は裁判官！）の抵抗には、閉口しますので、内閣官房の強いリーダーシップにより電子政府を推進していただきたいところであります。

以上。